

裾野市水防計画

令和6年4月

裾野市防災会議

目 次

本編		頁
第1章	総則	
	第1節 目的	1
	第2節 用語の定義	1
	第3節 水防の責任者等	2
	第4節 安全配慮	3
第2章	水防組織	
	第1節 市の水防組織	5
	第2節 各部事務分掌	6
第3章	避難	
	第1節 避難の指示	11
	第2節 避難のための立退き計画	11
第4章	決壊等の通報及び決壊後の処置	
	第1節 決壊等(被害情報)の通報(法第25条)	12
	第2節 決壊後の処置(法第26条)	12
第5章	重要水防箇所等	
	第1節 重要水防箇所	13
	第2節 その他水防上関連する注意箇所	13
第6章	水門及びその操作	
	第1節 水門等の状況	14
	第2節 水門等の操作	14
第7章	水防用資機材の整備運用及び輸送	
	第1節 防災倉庫及び資機材の整備	15
	第2節 輸送の確保	15
第8章	観測施設等	
	第1節 雨量の観測・監視	16
	第2節 水位の観測・監視	16
	第3節 通報連絡	16

第9章	通信連絡	
	第1節 情報連絡系統	17
	第2節 避難判断水位(特別警戒水位)の水位到達情報の通知及び周知	17
	第3節 水防警報等の受理伝達・周知	17
	第4節 水防に関する情報の収集及び伝達	17
	第5節 広報活動	18
	第6節 災害時優先電話	19
第10章	水防活動に必要な気象等の予報及び警報	20
第11章	水防活動	
	第1節 水防本部が設置されるまでの体制	22
	第2節 非常配備体制	22
	第3節 水防信号及び標識並びに身分証票	23
	第4節 水防配備の解除	24
第12章	協力応援	
	第1節 河川管理者の協力	25
	第2節 水防管理団体相互の協力及び応援	25
	第3節 自衛隊の派遣要請	25
	第4節 警察官の出動要請	25
	第5節 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請	25
	第6節 住民、自主防災組織との連携	26
第13章	他県との水防事務	27
第14章	水防てん未報告	30
第15章	水防計画及び防災訓練	
	第1節 水防計画(法第33条)	31
	第2節 水防訓練(法第32条の2)	31

第16章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置	
	第1節 浸水想定区域の指定状況	32
	第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置	32
	第3節 洪水ハザードマップ	32
	第4節 地下街等の利用者の避難の確保 及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	32
	第5節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する 計画の作成等	33
	第6節 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画 の作成等	33
第17章	その他	
	第1節 費用負担及び公用負担	34
	第2節 公務災害補償	35
	第3節 退職報償金	35
	第4節 裾野市防災会議	35

資料編		頁
資料1	重要水防箇所	37
資料2	土石流 危険溪流一覧(土石災害危険箇所:土石流)	39
資料3	通行止め注意予想箇所	41
資料4	水門注意箇所	42
資料5	市防災倉庫(地震等を兼ねる)	43
資料6	資機材備蓄状況(市保有分)	44
資料7	水防用資機材備蓄状況(消防団)	45
資料8	雨量観測所施設	48
資料9	河川水位標示表(通報及び警戒水位)	49
資料10	河川水位設置図	54
資料11	水防時における通信連絡基本系統図	55
資料12	裾野市の水防配備基準	56
資料13	配備基準・配備体制	58
資料14	河川水位設置箇所及び職員配備時期	59
資料15	消防機関非常招集連絡表	60
資料16	消防団配備要領	61
資料17	浸水想定区域内の要配慮者施設一覧	62
資料18	河川水害のタイムライン	64
資料19	避難指示等の判断・伝達マニュアル(水防)	67

様式編		頁
様式第1号	一般情報受付表	77
様式第2号	災害情報受付表	78
様式第3号	河川水位記録簿	79
様式第4号	河川水位表	80
様式第5号	出勤者名簿	81
様式第6号	配備及び現場状況	82
様式第7号	災害発生状況調書	83
様式第8号	被害報告受付簿	84
様式第9号	自衛隊派遣要請書	85
県様式8	水防管理団体水防活動実施報告書	86
県別紙様式	水防活動実施報告書	87

参考編		頁
参考1	一級河川黄瀬川水系図	89
参考2	一級河川大場川水系図	90
参考3	河川一覧表	91
参考4	応急復旧工事等に関する協定書	93
参考5	応急復旧工事等協定先一覧	95
参考6	水防資材取扱い業者一覧表	96
参考7	消防団組織	97
参考8	消防団分団管轄一覧	98
裾野市防災ハザードマップ 西地区		99
裾野市防災ハザードマップ 東地区		100
裾野市防災ハザードマップ 深良地区		101
裾野市防災ハザードマップ 富岡地区		102
裾野市防災ハザードマップ 須山地区		103
洪水浸水想定区域図等の補足説明資料		104

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号、以下「法」という。)第4条の規定に基づき、静岡県知事(以下「県知事」という。)から指定された指定水防管理団体である裾野市(以下「市」という。)が同法第33条第1項の規定に基づき、裾野市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、裾野市の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

この計画における用語の定義は以下のとおりである。

用語	水防法の規定条項	定義
裾野市水防本部		裾野市の地域に係る水防を総括するため設置するもので、水防に關係の深い部課で編成し、本部事務局を危機管理課に置くものをいう。
水防管理団体	法第2条第2項	水防の責任を有する裾野市をいう。
指定水防管理団体	法第4条	水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体をいう。
水防管理者	法第2条第3項	水防管理団体の長である裾野市長をいう。
消防機関	法第2条第4項	消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に定める富士山南東消防本部、富士山南東消防本部裾野消防署及び裾野市消防団をいう。
消防機関の長	法第2条第5項	消防機関の長である裾野市消防団長をいう。
量水標管理者	法第2条第7項 法第10条第3項	量水標、その他の水位観測施設の管理者をいう。
水防協力団体	法第36条第1項	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。
水防警報	法第16条	国土交通大臣又は都道府県知事が洪水等により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼について、国土交通省又は都道府県の機関が洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
水位周知河川	法第13条	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。
水位到達情報		水位到達情報とは、水位周知河川等において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報のことをいう。

水防団待機水位 (通報水位)		<p>量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。</p> <p>水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。</p>
氾濫注意水位 (警戒水位)		<p>水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。</p>
避難判断水位		<p>氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。</p> <p>市長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。</p>
氾濫危険水位		<p>洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。</p>
洪水特別警戒水位		<p>法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</p>
重要水防箇所		<p>堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。</p>
洪水浸水想定区域	法第14条	<p>洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣または都道府県知事が指定した区域をいう。</p>
裾野市災害対策本部	災害対策基本法第23条の2	<p>災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備及び災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で市長が必要と認めるとき、災害対策基本法に基づき設置する機関をいう。</p>

第3節 水防の責任等

水防の責任は、水防法等に基づき、各々次のように規定されている。

1 水防管理団体の責任

その管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を確立しその責任を果たさなければならない。(法第3条)

- (1) 水防組織の確立(法第3条)
- (2) 水防団、消防団の整備(法第5条)
- (3) 水防団員等の公務災害補償(法第6条の2)
- (4) 水防倉庫、資機材の整備
- (5) 通信連絡系統の確立(法第27条)
- (6) 平常時における河川、遊水地等の巡視(法第9条)

- (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条)
- (8) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第15条の2)
- (9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告(法第15条の3)
- (10)水防協力団体の指定、監督、及び情報の提供(法第36、39、40条)
- (11)水防従事者に対する災害補償(法第45条)
- (12)消防事務との調整(法第50条)
- (13)水防時における適正な水防活動の実施
その主たる内容は次のとおりである。
 - ア 水防に要する費用の自己負担の確保(法第41条)
 - イ 水防団または消防団の出動体制の確保(法第17条)
 - ウ 通信網の点検
 - エ 水防資機材の整備点検、調達並びに輸送の確保
 - オ 雨量、水位観測の的確な実施
 - カ 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置(法第25、26条)
 - キ 水防上緊急に必要なある時の公費負担権限の行使(法第28条)
 - ク 住民の水防活動従事の指示(法第24条)
 - ケ 警察官の出動要請(法第22条)
 - コ 避難のための立退きの指示(法第29条)
 - サ 自衛隊の出動依頼(知事を経由する 自衛隊法第83条)
 - シ 水防管理団体相互の協力応援(法第23条)
 - ス 水防解除の指示
 - セ 水防てん未報告書の提出(法第47条)

また、指定水防管理団体の義務として次の事項を必ず行わなければならない。

- (1) 水防機関の整備(法第5条)
- (2) 水防計画の樹立(法第33条第1項)
県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。
- (3) 水防計画の県知事への届出(法第33条第3項)
計画を定め、又は変更したときは、県知事に届出なければならない。
- (4) 水防計画を定め、又は変更したときは、公表するよう努めなければならない(法第33条第3項)
- (5) 水防団員、消防団員数の確保(法第35条)
- (6) 消防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練(法第32条の2)
- (7) 水防協議会を置かない指定水防管理団体の市防災会議への諮問(法第33条第2項)

2 一般住民の義務

- (1) 常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者の要請のある場合、又は水害が予想される場合は進んで水防に協力するように努めなければならない。(法第24条)
- (2) 水防通信への協力。(法第27条)

第4節 安全配慮

洪水等の水災において、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。なお、水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は下記を参考に活動地域の状況に応じた対応をとるものとする。

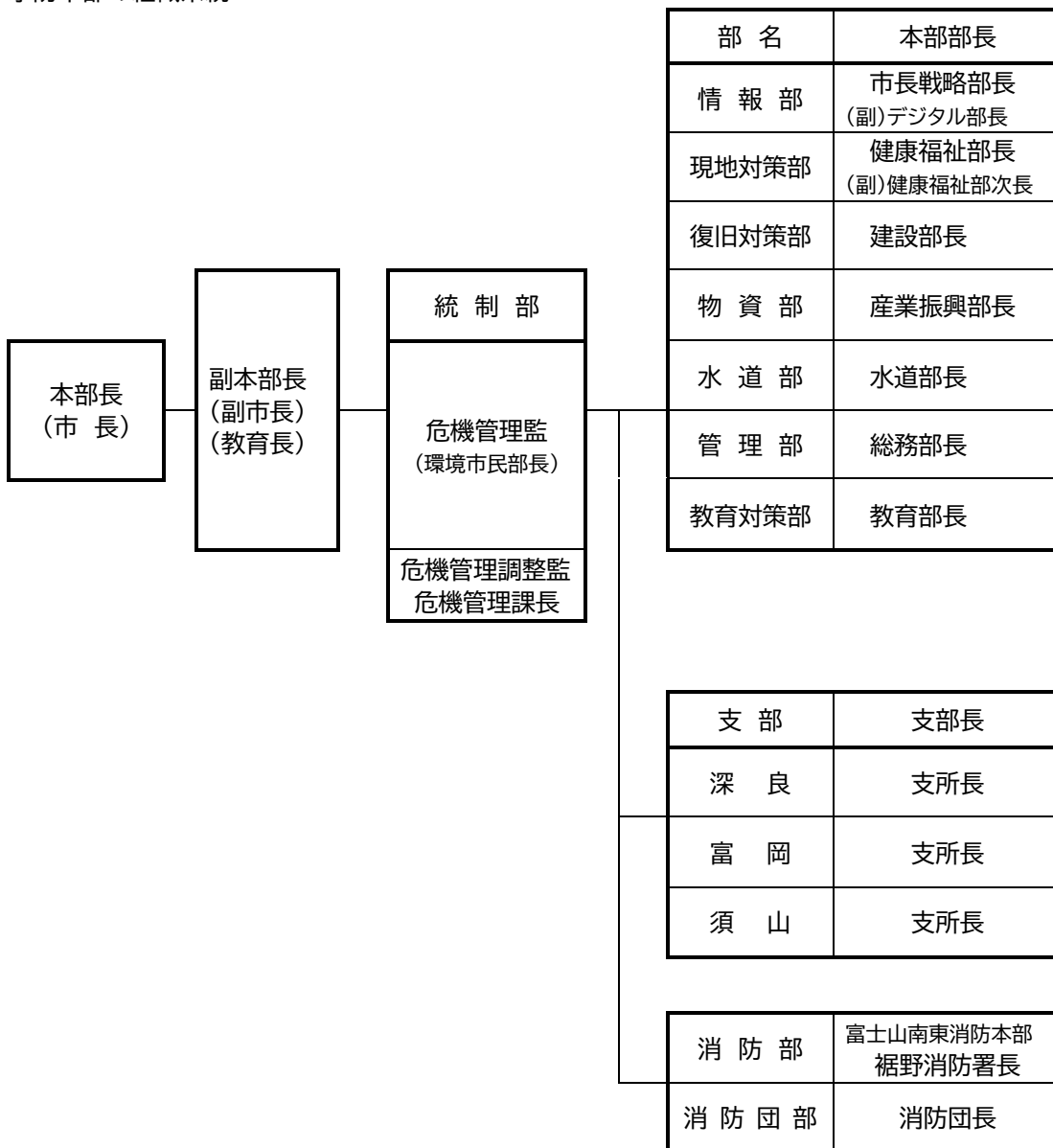
- ・水防活動時にはライフジャケット等を着用。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報等を入手可能な状態で活動する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

水防に関する気象の予報、注意報、警報等により、洪水及び河川の氾濫、溢水等の恐れがあると認められたときから、洪水等の危険が解除されるまで、次の組織で事務を処理する。ただし、市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

第1節 市の水防組織

水防本部の組織系統



第2節 各部事務分掌

部名	本部員	班名	担当課長	事務分掌
統制部	[部長] 危機管理監 (環境市民部長)	統制班	危機管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部を統制し、本部長の命令、指示の伝達に関する事。 2 水防本部の設置及び運営に関する事。 3 避難指示等に関する事。 4 被害状況及び災害応急対策の総括及び調整に関する事。 5 水防本部会議の開催に関する事。 6 国、県及び他の防災関係機関との連絡及び調整に関する事。 7 災害時応援協定締結都市との連絡及び調整に関する事。 8 自衛隊の派遣要請要求、受入れ体制、連絡に関する事。 9 緊急輸送活動の総合調整に関する事。 10 受援の調整に関する事。 11 災害救助法の適用申請に関する事。
情報部	[部長] 市長戦略部長	情報班	戦略推進課長 渉外課長 監査事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報の収集・集計・表示及び、台帳調整に関する事。 2 各部、防災関係機関との情報収集・伝達に関する事。 3 気象、交通、道路、民心動向等の情報収集に関する事。 4 外部からの問い合わせ、電話対応に関する事。
		復興班		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復興に関する事。 ※情報班縮小後に戦略推進課を軸に編成
	[副部長] デジタル部長	電算班	情報システム課長 業務改革課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁内システム・インフラの被害状況の把握及び復旧に関する事。 2 広報班の応援に関する事。
		広報班	情報発信課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民に対する勧告、要請、指示等の伝達に関する事。 2 報道機関に対する情報の提供、協力要請に関する事。 3 広報無線(防災行政無線・固定系)の運用に関する事。 4 災害の記録に関する事。
現地対策部	[部長] 健康福祉部長	広域避難地本部班	市民課長 国保年金課長 自治振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域避難地、避難所の職員配備に関する事。 2 避難所の開設及び運営に関する事。 3 避難者の受入れ体制の管理、調整、被災者の生活支援の調整に関する事。 4 救援物資、資機材の配給及び炊き出しの調整に関する事。 5 帰宅困難者等の社会的混乱防止、支援に関する事。 6 避難所における災害相談の調整に関する事。 7 安否情報の登録・照会・氏名等公表に関する事。 8 埋火葬の手続・許可に関する事。 9 支部の状況把握に関する事。
		西小広域避難地班 南小広域避難地班 裾野高広域避難地班 東小広域避難地班 向田小広域避難地班 深良小広域避難地班 生涯学習センター広域避難地 富岡第一小広域避難地班 富岡第二小広域避難地班 千福が丘小広域避難地班 須山小広域避難地班		<ol style="list-style-type: none"> 1 広域避難地避難者等の安全及び行動統制に関する事。 2 地域の被害状況等の把握と情報伝達に関する事。 3 避難所(2次避難所含む)の開設に関する事。 4 避難所の運営(避難所運営組織の指導・助言含む)に関する事。 5 避難者(ペット含む)の受入れ体制の管理、調整、被災者の生活支援に関する事。 6 救援物資、資機材の請求・配給及び炊き出しに関する事。 7 帰宅困難者等の社会的混乱防止、援護に関する事。 8 避難所における災害相談に関する事。 9 安否情報の登録・照会等に関する事。

現 地 対 策 部	【部長】 健康福祉部長 【副部長】 総合福祉課長	医療班	健康推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護対策調整所及び救護所の設置・運営に関すること。 2 医薬品・衛生資機材の調達に関すること。 3 医療機関との連絡調整に関すること。 4 要救護者の搬送に関すること。 5 収容可能医療機関の把握に関すること。 6 感染症患者の隔離収容に関すること。 7 管理施設及び医療救護施設の被害状況の把握及び災害応急復旧に関すること。 8 避難者の健康管理、避難所の衛生管理の助言・指導に関すること 9 福祉保健会館の非常用発電機、電源に関すること。 10 災害救助法に関すること。(医療・助産) <p>※福祉保健会館・救護所を拠点に活動</p>
		遺体措置対策班		<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体の安置及び検案に関すること。 2 災害救助法に関すること。(埋葬、死体の搜索・処理)
		衛生班	生活環境課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 2 一般廃棄物、し尿の収集及び処理(避難所、防災拠点含む)に関すること。 3 災害廃棄物の受入れ、処理等総合調整に関すること。 4 埋火葬の実施に関すること。 5 ペットに関すること。 6 防疫に関すること。 7 災害救助法に関すること。(障害物の除去)
		福祉班	介護保険課長 子育て支援監	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急の救護を要する者への援護に関すること。 2 避難行動要支援者等の援護対策に関すること。 3 災害見舞金、弔慰金、災害援助金、義援金等の支給、貸付に関すること。 4 社会福祉施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 5 社会福祉関係協力機関との連絡調整に関すること。 6 福祉避難所の開設、運営の調整に関すること。 7 社会福祉施設との調整に関すること。 8 ボランティア(団体・個人)に関すること。 9 被災者の生活再建支援に関すること。 10 災害救助法に関すること。(福祉避難所の設置、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与)
		児童班	幼稚園・保育園課長 子育て支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼稚園・保育園及び児童福祉施設の被害状況の把握及び連絡調整に関すること。 2 所管の幼稚園、保育園及び児童関連施設の災害応急復旧に関すること。 3 園児の保護及び保護者への引渡しに関すること。 4 福祉避難所の開設、運営の調整に関すること。 5 他部署の応援及び職員交代に関すること。

管理部	[部長] 総務部長	動員班	人事課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の非常招集及び解除に関する事。 2 職員の動員及び配備調整に関する事。 3 職員及び活動協力者の給食・給水等に関する事。 4 職員の安否確認、健康管理に関する事。 5 応援協定団体、支援団体の受入れ、連絡・調整に関する事。 6 支援の調整に関する事。
		管財班	総務課長 公共施設経営 課長 検査監	<ol style="list-style-type: none"> 1 市庁舎及び所管施設の被害状況の把握及び応急復旧(NTT 回線等施設機能を含む)に関する事。 2 本部全般における資機材の調達、配備に関する事。 3 緊急車両及び燃料の調達に関する事。 4 動員職員用市有車両の配車に関する事。 5 本庁舎の非常用発電機、電源に関する事。
		税務班	税務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家の被害認定調査に関する事。 2 罹災証明の発行に関する事。 3 災害による税の減免に関する事。
		財政班	財政課長 出納課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 復興財源の確保、震災復興基金等災害対策の予算措置に関する事。 2 災害救助法の適用後に係る事務の総括に関する事。 3 見舞金、義援金の收受、保管に関する事。 4 災害応急対策に伴う経費の収支に関する事。 5 災害経理に関する事。 6 配分委員会に関する事。
		秘書班	秘書課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 本部外来者の応接、視察団体の応対に関する事。
		議会班	議会事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会対策及び各種会議の招集に関する事。
復旧対策部	[部長] 建設部長	土木班	建設課長 駅周辺整備 課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川等の被害状況の把握及び通行規制等に関する事。 2 緊急輸送路、避難路及び応急復旧活動に必要な道路の確保に関する事。 3 道路、橋梁、河川、崖崩れ等の応急復旧活動の総括、資機材の確保に関する事。 4 市建設業協会等関係機関との連絡調整に関する事。
		建築班	都市計画課長 みどり公園 課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災建築物及び被災宅地等に対する安全対策に関する事。 2 地震被災建築物応急危険度判定実施本部の設置及び運営に関する事。 3 公営住宅の応急修理に関する事。 4 応急仮設住宅に関する事。 5 市建築士会等関係機関との連絡調整に関する事。 6 公園施設の被害状況の把握・応急復旧に関する事。 7 災害救助法に関する事(応急仮設住宅)。

部名	本部員	班名	担当課長	事務分掌
復旧対策部	[部長] 建設部長	農林班	農林振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業関係被害の調査及び取りまとめに関する事。 2 農道、農業用施設、林道、治山及び林業関係の被害調査に関する事。 3 農業・林業関係の激甚災指定の取りまとめに関する事。 4 農業協同組合等農業関係団体との連絡調整に関する事。 5 森林組合との連絡調整に関する事。 6 農家に対する災害金融に関する事。 7 家畜伝染病予防に関する事。
水道部	[部長] 水道部長	水道班	上下水道工務課長 上下水道経営課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道・下水道施設の被害状況の把握及び応急復旧に関する事。 2 飲料水・生活水の確保、応急給水に関する事。 3 市上下水道協力会等関係機関との連絡調整に関する事 4 下水道工事業者等関係機関との連絡調整に関する事 5 水質検査に関する事。 6 給水施設の安全確保に関する事。
物資部	[部長] 産業振興部長	物資班	産業観光スポーツ課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急用資機材等物資の調達、確保に関する事 2 避難所等への緊急物資等資材の供給、配送に関する事。 3 応援物資等の受付、管理に関する事。 4 物資(医薬品等除く)の集積場所の管理に関する事。 5 生活必需品等応急物資の確保、斡旋、配分に関する事。 6 生活必需品等の価格安定に関する事。 7 市物資集積所支援企業との連絡・調整に関する事
教育対策部	[部長] 教育部長	教育対策班	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 鈴木図書館長	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校及び教育施設の被害状況の把握及び応急対策に関する事。 2 児童、生徒等の保護及び保護者への引渡しに関する事。 3 私立学校等との連絡調整に関する事。 4 応急教育の実施に関する事。 5 学校管理者との連絡調整に関する事。 6 休校その他学校管理に関する事。 7 被災児童・生徒への教科書、学用品の給与に関する事。 8 他部署の応援及び職員交代に関する事。 9 所轄施設を避難所として使用する場合、避難所の開設・運営支援に関する事。 10 所轄施設を防災拠点として使用する場合、関係機関との連絡、調整及び使用支援に関する事。 <p>※所轄施設所属長は施設で活動</p>
消防部	[部長] 視察消防署長	消防班		<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況等情報の収集と伝達に関する事。 2 消火活動、水防活動及び救急救助活動に関する事。 3 地域住民等への避難の勧告又は指示の伝達に関する事。 4 火災予防の広報に関する事。 5 広域応援、緊急消防援助隊の派遣要請、受入れ体制及び連絡に関する事。 6 消防団部との連携体制の確保に関する事。 7 危険物施設管理者への指導等に関する事。

部名	本部員	班名	担当課長	事務分掌
消防団部	[部長] 裾野市 消防団長	消防団		<ul style="list-style-type: none"> 1 被害状況等情報の収集と伝達に関する事。 2 消火活動、水防活動及び救助活動に関する事。 3 地域住民等への避難の勧告又は指示の伝達に関する事。 4 火災予防の広報に関する事。 5 富士山南東消防本部(裾野消防署、分遣所、分署)との連携体制の確保に関する事。
支部	[支部長] 深良支所長(深良支部) 富岡支所長(富岡支部) 須山支所長(須山支部)			<ul style="list-style-type: none"> 1 管理施設の被害状況の把握及び復旧等に関する事。 2 地区内広域避難地班の支援に関する事。 3 支部地域の被害情報の把握・報告及び地域住民等への避難の勧告又は指示の伝達に関する事。 4 各地区コミュニティセンターを避難所として使用する場合、避難所の開設・運営支援に関する事。

第3章 避難

第1節 避難の指示

1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条に基づき、水防管理者は、すみやかに必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。

なお、その際、報道機関等、水防信号又はその他の方法を利用し、迅速でかつ的確に指示するものとする。

水防管理者が、立退き又はその準備を指示するときは、遅滞なく裾野警察署長へ報告するとともに、沼津水防区長(沼津土木事務所長)を経由して県水防本部長(県知事)へその旨を連絡しなければならない。

2 「避難指示等の判断・伝達マニュアル(水防)」に基づき行動するものとする。

第2節 避難のための立退き計画

水防管理者は、避難所として適当な施設について充分調査し、裾野警察署長及び関係者と事前に協議のうえ、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、立退き先経路等に伴う必要な措置を講じておくものとする。

指定水防管理団体の水防計画には、危険箇所に対する避難場所、避難指示者及び避難責任者(避難誘導者)を明示し、事前に一般に広く周知せしめておくものとする。(「裾野市地域防災計画 共通対策編 第3章 第7節 避難救出計画」を参照)

第4章 決壊等の通報及び決壊後の処置

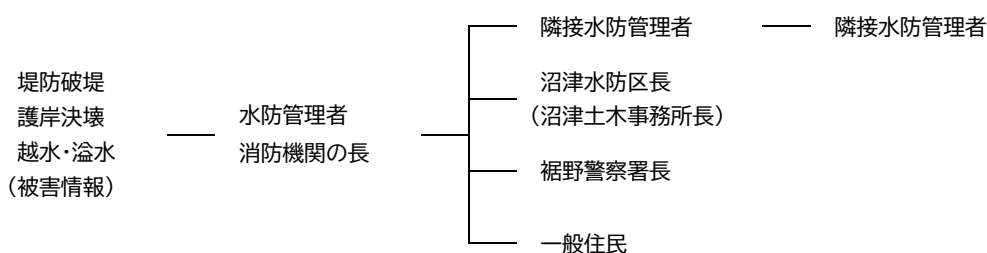
第1節 決壊等（被害情報）の通報（法第25条）

1 堤防等が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者、消防機関の長は、すみやかに一般住民、沼津水防区長（沼津土木事務所）、裾野警察署長及び隣接水防管理者に通報するものとする。

なお、一般住民への通報に際しては、防災行政無線、配信メール、報道機関等を利用し、迅速な情報伝達に努めるものとする。

2 1の通報を受けた隣接水防管理者は、さらに氾濫及びその恐れのある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

【通報連絡系統図】



第2節 決壊後の処置（法第26条）

決壊箇所などについては、水防管理者、消防機関の長及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

1 堤防等が破堤した場合又は、破堤の危機にひんした場合には、法第29条に基づき、水防管理者はすみやかに必要と認める区域の居住者に対し立退き又はその準備を指示するものとする。

2 決壊等の避難を必要とする場合の避難所は、裾野市地域防災計画 資料編 資料7-3による。

3 1の指示をしたときは、当該区の区長及び自主防災会長に連絡するとともに、避難所の開放をする。

4 現地に配備された職員及び消防署員・消防団員は、洪水の危険が切迫し、市本部の指示を求めるとまがないときは、立退きの指示をすることができる。その場合、当該区の区長及び自主防災会長に連絡するとともに、立退きをした旨を市本部に直ちに報告する。

5 水防管理者は、立退き又はその準備を指示した場合は、裾野警察署長にその旨を通知するものとする。

6 水防管理者は、裾野警察署長と協議のうえ、あらかじめ立退き計画を作成し、立ち退き経路等に必要な措置を講じておくものとする。

第5章 重要水防箇所等

第1節 重要水防箇所

水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所は、資料編 資料1のとおりである。

水防管理者は常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立しておかなければならない。

第2節 その他水防上関連する注意箇所

(1) 土石流が発生する危険のある溪流は、資料編 資料2のとおりである。

(2) 過去の洪水時に通行止め等の処置が行われた橋梁、道路及び周囲の地形から通行止めが行われるおそれのある箇所は、資料編 資料3のとおりである。

第6章 水門及びその操作

第1節 水門等の状況

一級河川及び準用河川から取水している水門のうち、水防上重要もしくは、注視する水門等は資料編 資料4のとおりである。

第2節 水門等の操作

- 1 水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう管理し、水防時においては、安全確認を最優先にしたうえで適性操作を図り、水害の軽減防止に努めるとともに操作状況を必要に応じ市長に報告するものとする。
- 2 市長は水防上公共安全のために水門等の管理者に対し必要な指示を行うことができる。
- 3 水門等の管理者は、前号の指示を受けたときには、速やかに協力するものとする。

第7章 水防用資機材の整備運用及び輸送

第1節 防災倉庫及び資機材の整備

- 1 市及び水防機関で設置している倉庫及び備蓄している水防用資機材は、資料編 資料5～7のとおりである。
- 2 災害の状況により、市で備蓄した資機材等では不足する場合は、市内土木業者や資機材を保有する者へ要請する。
- 3 水防管理者は、各防災倉庫の資機材の数量を把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、速やかに補充するものとする。
- 4 水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資機材又は県の備蓄資機材を使用する場合には、国土交通省沼津河川国道事務所長又は沼津水防区長(沼津土木事務所長)に電話にて承認を受けるものとする。

第2節 輸送の確保

水防本部は、非常の際における水防用資機材、作業員その他の輸送を確保するため、必要に応じ市内の輸送用車両を借り上げるものとする。

第8章 観測施設等

第1節 雨量の観測・監視

- 1 市内を流下する河川に重大な影響を及ぼし、又、水防体制の整備の基準となる雨量の観測施設は、資料編 資料8のとおりである。
- 2 富士山南東消防本部裾野消防署は、時間雨量が40mm以上になった場合は、1時間毎に雨量及び変動状況等を水防本部又は危機管理課へ報告する。
- 3 雨量の監視は、静岡県土木総合防災情報システム(通称SIPOS以下「サイボス」という)を活用する。
- 4 その他の雨量及び気象情報等の情報収集は、関係機関がインターネット配信をしている気象情報を雨量監視に活用する。

国土交通省:川の防災情報

気象庁:気象警報・注意報・キキクル(危険度分布)

静岡県地理情報システム(静岡県GIS):スネークグラフ(土壌雨量指数・60分間積算雨量)

第2節 水位の観測・監視

- 1 県知事が定める水防団待機水位(法第12条第1項)、氾濫注意水位(法第12条第2項)及び避難判断水位(法第13条第2項)は、資料編 資料9のとおりである。
- 2 市で設置する水防体制の整備の基準となる水位観測点は資料編 資料10のとおりである。
- 3 その他の河川の注意箇所、暫定的に水位観測点を設ける。
- 4 水位の監視は、サイボスにより水位情報を入手するとともに、黄瀬川(花園橋)・佐野川(千福)の監視カメラにより情報を収集する。

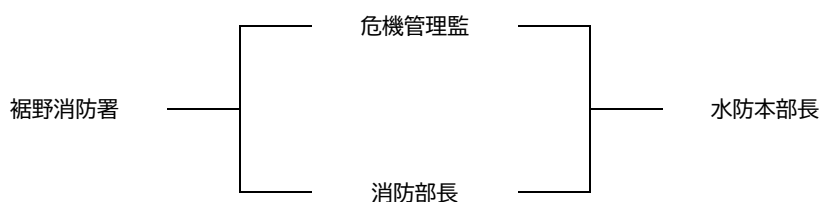
第3節 通報連絡

- 1 富士山南東消防本部裾野消防署は、次に定める要領によって水防本部長に通報する。
 - (1) 通報開始又は再開
水位が上昇して通報水位に達したとき、又は水防本部から通報開始の指示を受けたときから開始又は再開する。
 - (2) 通報終了又は中止
水防本部からの指示を受けたときに、終了又は中止する。
 - (3) 定時通報
通報開始から終了までの間、標準時による時刻1時間ごとに、その時刻の水位変動状況及び天候その他を通報する。
 - (4) 随時通報
 - ア 警戒水位通報
水位が上昇して警戒水位に達したときは、定時通報の時刻に関係なく、警戒水位に達したこととその時刻を分まで通報する。
 - イ 最高水位通報
水位が最高水位に達したと認められたときは、定時通報の時刻に関係なく、その最高水位の高さと時刻を分まで通報する。
 - ウ 異常通報
急激な水位の変動、河川の異常等を通報する。

2 通報系統

通報系統は下記の通報系統図によるものとし、やむを得ない事情によりこの系統によることができない場合は、あらゆる連絡手段をつくって确实迅速に通報する。

【通報系統図】



第9章 通信連絡

第1節 情報連絡系統

水防時における情報連絡系統は資料編 資料11のとおりである。

第2節 避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の通知及び周知

県知事が指定した避難判断水位(特別警戒水位)の到達情報は、沼津土木事務所長が行うものとし、次に示す表に基づき、避難判断水位(特別警戒水位)の水位到達情報と必要に応じて補足情報を示して発表する。

1 裾野市における避難判断水位(特別警戒水位)の水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域

水系名	河川名	区域	区域延長
狩野川	支川 (大場川)	左岸 三島市萩 大場川分流点～三島市大場 大場川橋上流まで 右岸 裾野市伊豆島田大場川分流点～三島市中島 大場川橋上流まで	8,320m
	支川 (黄瀬川)	左岸 裾野市二ツ屋 富二平橋～裾野市岩波 岩神橋まで 右岸 裾野市富沢 富二平橋～裾野市岩波 岩神橋まで	7,260m

2 避難判断水位(特別警戒水位)の水位判断伝達情報の連絡系統(法第15条第2項)

避難判断水位(特別警戒水位)の水位到達情報の受信方法は、基本的にFAXにて受信する。

その後電話にて受領の確認を行う。水防本部は、資料編 資料11の情報連絡系統図を活用して、関係機関及び市民へ周知を図るものとする。

3 浸水想定区域における印刷物の配布(法第15条第3項)

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の土砂災害警戒区域同法第七条第三項に規定する事項に基づき住民への洪水ハザードマップの配布、その他の必要な措置を講じるものとする。

第3節 水防警報等の受理伝達・周知

1 静岡県(以下「県」という。)から通知される気象予報、警報、水防警報等の受理は危機管理課で行うものとする。ただし、水防本部が設置された場合は、水防本部統制班で受理する。

2 水防本部は、水防警報等が発せられたことを知ったときは、ただちに水防信号(警鐘・サイレン)、同時通報無線、情報配信メール等により、市民等に周知徹底を図るものとする。

第4節 水防に関する情報の収集及び伝達

1 情報の受理方法

水防に関する情報の受理は危機管理課で行う。ただし、水防本部が設置された場合は水防本部情報班で受理する。
(様式第1号・様式第2号)

2 収集する情報

- (1) 気象情報等
- (2) 河川水位及び降雨量(様式第3号・様式第4号)
- (3) 市及び消防機関の出動人員及び配備状況(様式第5号・様式第6号)
- (4) 被害情報及び水防応急復旧対策の実施状況(様式第7号・様式第8号)
- (5) 避難の状況
- (6) 交通機関の運行及び道路交通状況
- (7) 電気、ガス、水道等生活関連施設の被災状況及び復旧状況
- (8) その他水防活動の状況

3 情報の収集伝達手段

情報の収集伝達的手段は、地域防災無線、市公式WEBサイト(市ホームページ)、SNS(市公式LINE、Facebook等)、まもメール、防災行政無線(移動系)、電話、消防無線、口頭等によるが、情報を正確確実に伝達するため、下記の事項に留意する。

- (1) 機器の操作を習熟する
- (2) 混乱を防止するため、憶測や思い込みの情報は現地で確認のうえ伝達する
- (3) 無線や電話を使用する場合は反復して伝え、正しく伝達できたか確認する

4 静岡県沼津水防区(以下「水防区」という。)に対する報告

水防区への報告は、次の項目について速やかに報告するものとする。

- (1) 水防本部の設置状況
- (2) 水防活動の実施状況
- (3) 水災による被害状況

第5節 広報活動

水防情報等発令時において正しい情報を正確にかつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、市民が的確に防災対応ができるよう必要な広報について定める。

1 広報事項

市民が防災活動を行う上で必要な広報を行うものとし、特に重要な広報事項については、広報案文をあらかじめ作成しておくものとし、その主なものは次のとおりである。

- (1) 水防応急復旧対策の実施状況
- (2) 交通機関運行状況及び道路交通情報
- (3) 電気、ガス、水道等生活関連施設の運営状況

- (4)家庭において実施すべき防災対策
- (5)自主防災会に対する防災活動の要請

また、広報の実施時期及び広報手段は以下のとおりである。

広報事項	広報時期	広報手段
大雨洪水警報	警報が発令され河川の増水があった時	市公式 WEB サイト(市ホームページ)、SNS(市公式 LINE、Facebook 等)、同時通報無線・まもメール
河川の増水(注意の喚起)	警戒水位に達した時	市公式 WEB サイト(市ホームページ)、SNS(市公式 LINE、Facebook 等)、同時通報無線・まもメール
危険水位及び避難の準備	危険水位に達した時	市公式 WEB サイト(市ホームページ)、SNS(市公式 LINE、Facebook 等)、同時通報無線・まもメール
市職員の動員他	第1次配備以後	同時通報無線・メール
避難の指示	危険が迫った時又はその恐れがある時	市公式 WEB サイト(市ホームページ)、SNS(市公式 LINE、Facebook 等)、同時通報無線・まもメール
自主防災会への要請	必要と認める時	同時通報無線・電話
その他必要な事項	必要と認める時	同時通報無線等

2 広報実施方法

- (1)防災行政無線、市公式WEBサイト(市ホームページ)、SNS(市公式LINE、Facebook等)、まもメール、緊急情報サービス、協定締結事業所(株式会社エフエムみしま・かんなみ)、ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)、広報車、消防車
- (2)自主防災会役員、区長、民生委員・児童委員を通じての連絡

第6節 災害時優先電話

大きな災害が起きると、被災地への電話が殺到する。NTTでは法律に基づき一般通話に対して規制ができるようになっている(電気通信事業法)。

災害時優先電話とは、こうした規制の対象とならない特別な指定を受けている電話のことである(電話サービス契約約款)。

災害時優先電話の指定にあたっては、NTTにおいて国や地方公共団体等の一定の機関に限定している。一定の機関とは、電話サービス契約約款に定めるとおり、「災害の予防もしくは救援、交通、通信、電力の供給確保又は、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話」が行われる機関である。

第10章 水防活動に必要な気象等の予報及び警報

1 気象予報

気象業務法の規定に基づき、静岡地方気象台が水防活動のために発表する注意報、警報の種類及び発表基準は次のとおりである。

(令和5年6月8日時点)

裾 野 市	府県予報区		静岡県	
	一次細分区域		東部	
	市町村等をまとめた地域		富士山南東	
気 象 警 報	大 雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	22
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	186
	洪 水		流域雨量指数基準	黄瀬川流域=30.4, 佐野川流域=13.6, 用沢川流域=14.9, 泉川流域=8.9
			複合基準※	黄瀬川流域=(10, 27.3)
	暴 風		平均風速	20m/s
	暴 風 雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大 雪		降雪の深さ	平地:12時間降雪の深さ10cm
山地:12時間降雪の深さ20cm				
気 象 注 意 報	大 雨		表面雨量指数基準	11
			土壌雨量指数基準	94
	洪 水		流域雨量指数基準	黄瀬川流域=24.3, 佐野川流域=10.8, 用沢川流域=11.9, 泉川流域=7.1
			複合基準※	黄瀬川流域=(9, 19.4), 佐野川流域=(5, 10.8)
	強 風		平均風速	12m/s
	風 雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大 雪		降雪の深さ	平地:12時間降雪の深さ5cm
				山地:12時間降雪の深さ10cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
濃霧		視程	100m	
乾燥		最小湿度30%で、実効湿度50%		
気 象 注 意 報	なだれ		1.降雪の深さが30cm以上あった場合 2.積雪が40cm以上あって最高気温が15度C以上の場合	
	低温		冬期:最低気温-4度C以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温4°C以下	
	着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	110mm

※(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表示。

各種防災気象情報のタイミングの例



○特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報(特別警報)を発表する。

静岡地方気象台発表の特別警報の発表基準種類	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

2 措置

市は、静岡地方気象台の発表する気象、水象予警報の伝達を受けた場合は、速やかに「静岡県水防本部の規定」に基づき当該情報を伝達し、必要な措置をとるものとする。

第11章 水防活動

第1節 水防本部が設置されるまでの体制

1 警戒雨量等

- (1) 静岡地方気象台から裾野市に大雨・洪水・暴風警報等が発表されたとき
- (2) 時間雨量が40mmに達すると見込まれる場合
- (3) 3時間雨量が80mmに達すると見込まれる場合
- (4) 24時間雨量が150mmに達すると見込まれる場合

※ (2)～(4)の雨量の観測は富士山南東消防本部裾野消防署で行う。

※ 静岡地方気象台から裾野市に大雨・洪水・暴風警報等が発令された時、富士山南東消防本部裾野消防署は、前記雨量に達すると見込まれる場合にただちに危機管理課長に通報するものとする。

2 配備体制

危機管理課長は、前記のいずれか1つの通報を受けた時は、危機管理課職員及び待機職員を招集し警戒態勢に入るとともに、情報収集にあたる。

3 水防本部の設置

- (1) 危機管理監は、常に情報を集約整理し、状況により水防本部長に報告する。
- (2) 水防本部長は、危機管理監の報告を受け、必要と認めた場合は、水防本部の設置を指令する。
- (3) 水防警報が発令された時は、ただちに水防本部を設置する。

第2節 非常配備体制

1 職員の非常配備

(1) 非常配備基準

非常配備については、情報収集体制、事前配備体制、第1次配備体制、第2次配備体制とし、その基準はおおむね資料編資料12のとおりである。

(2) 非常配備につく時期

ア 時間外等における招集は、資料編 資料13によるものとする。

イ 招集を受けた職員は直ちに本部へ参集し、出勤者名簿へ記入し、本部の指示を受けるものとする。(様式第5号)

(3) 非常配備場所

職員の配備箇所は資料編 資料14とするが、状況に応じて変更する。(様式第6号)

2 消防団の非常配備

水防管理者が、市職員及び消防団員を非常配備につかせるための指令は、次の場合とする。

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認めた場合
- (2) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

消防団の召集体制については資料編 資料15、配備要領については資料編 資料16のとおりである。

第3節 水防信号及び標識並びに身分証票

1 水防信号

法第20条の規定による水防信号は、「静岡県水防信号規則(昭和31年県規則第75号)」の規定に基づき、次により行うものとする。

種類	説明	サイレン信号 ※ □…吹聴 ()…停止
水防第一信号	はん濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの	○ ——— 休止 ○ ——— 休止 ○ ——— 休止 5秒 (15秒) 5秒 (15秒) 5秒 (15秒)
水防第二信号	水防員及び消防機関に属する者の全員に対し、関係者が出勤すべきことを知らせるもの	○ ——— 休止 ○ ——— 休止 ○ ——— 休止 5秒 (6秒) 5秒 (6秒) 5秒 (6秒)
水防第三信号	当該水防管理団体の区域内居住者が出勤すべきことを知らせるもの	○ ——— 休止 ○ ——— 休止 ○ ——— 休止 10秒 (5秒) 10秒 (5秒) 10秒 (5秒)
避難信号	区域内に災害発生のおそれがあり、居住者に避難を呼びかけるもの	○ ——— 休止 ○ ——— 休止 ○ ——— 休止 60秒 (5秒) 60秒 (5秒) 60秒 (5秒)
注意	1 サイレン信号は、適切な時間継続する。 2 必要があれば警鐘とサイレン信号を併用する。 3 危険が去ったときは、口頭伝達または防災行政無線等により連絡する。	

2 標識等

(1) 水防優先標識

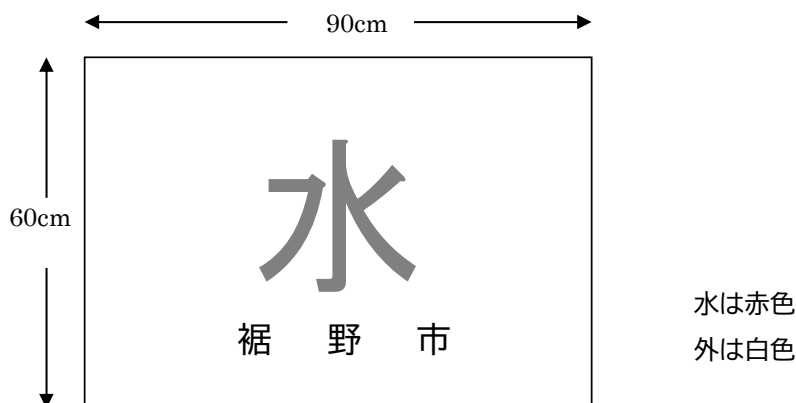
水防のため現場に赴く水防職員及び車両の優先通行標識は次の図のとおりである。

(2) 緊急自動車(水防用)及び水防用車両

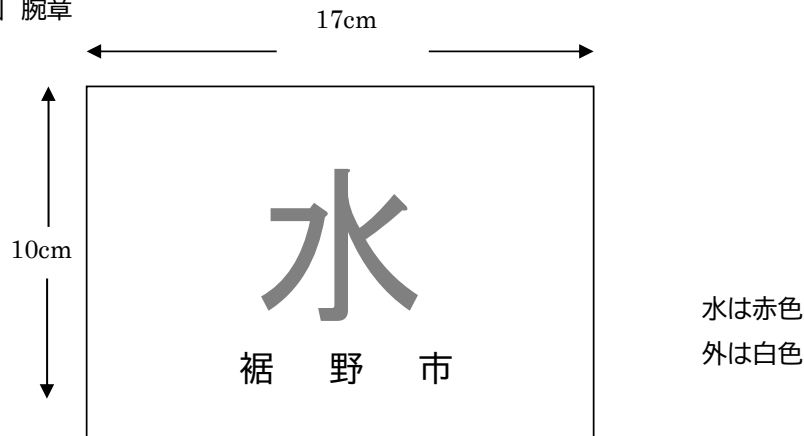
水防のために出勤する緊急自動車(道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの)及び他の水防用車両は、優先通行を確保するため、第1図の標識を用うものとする。

また水防のため現場に赴く水防職員は、第2図の腕章を装着するものとする。

第1図 車両標識



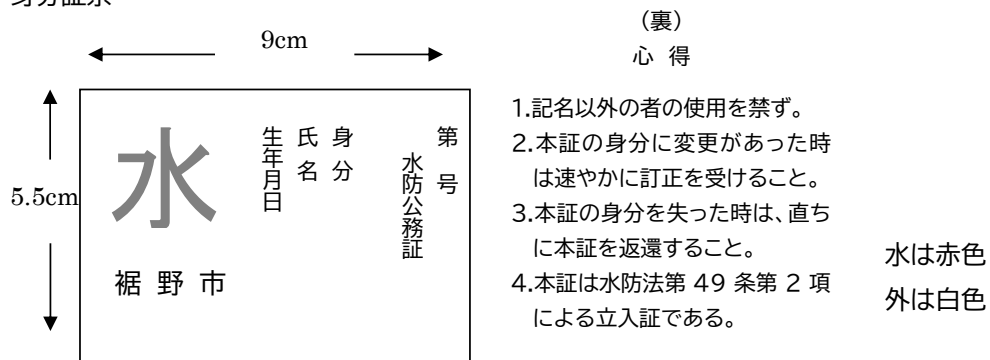
第2図 腕章



3 身分証票

法第49条第2項の規定により消防団員の身分証票は次のとおりとする。

第3図 身分証票



第4節 水防配備の解除

1 市の配備の解除

水防管理者は、自らの区域内の水防活動が必要なくなったと認めるときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。

なお、配備の解除を発令したときは、沼津水防区長を経由して県水防本部長に報告するものとする。

2 消防団等の配備の解除

- (1) 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり水防本部長又は水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。
- (2) 水防団員及び消防団員は、2.による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- (3) 水防解除後は人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- (4) 使用した資機材は、手入をして所定の位置に設備する。

第12章 協力 応援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者たる県は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第2節 水防管理団体相互の協力及び応援

- 1 水防管理者は、水防上必要がある時は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対し応援を求めることができる。(法第23条)
ただし、県水防本部長は、上記にかかわらず応援に関する指示を行なうことができる。
- 2 応援を求められた水防管理者若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等は応援を求めた水防管理者の指揮のもとで行うものとする。
- 3 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防に関し、あらかじめ相互に協定をしておくものとする。

第3節 自衛隊の派遣要請

災害に際しては、知事に対し、自衛隊の派遣要請を要求することができる。(様式第9号)緊急の場合は、自衛隊独自の判断により出動するものとする。(自衛隊法第83条)

また、水防管理者は、知事への要求ができない場合には、次のとおりその旨及び市域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

第4節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認める時は、所轄警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。(法第22条)

第5節 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請

- 1 沼津水防区長及び水防管理者は、水害等の発生時の被害軽減等のため、国土交通省の所有する災害対策用車両等の派遣要請及び現地情報連絡員(リエゾン)の派遣依頼を行うことができる。
- 2 国土交通省災害対策用車両の派遣要請をする場合には、最寄りの直轄事務所へ直接電話連絡して、その際に使用(派遣)場所(位置図)、使用(派遣)車両、使用(派遣)期間、受入担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する(FAX)。

国土交通省窓口の連絡先は、次のとおりである。派遣要請できる災害対策車両等は県水防計画による。市管理河川でも

派遣可能である。

※ なお、災害対策用車両等の派遣に要する費用は原則として派遣要請をした地方自治体が負担することとする。

地 区	国土交通省 窓口	電話番号	FAX番号
東部・伊豆	沼津河川国道事務所 調査第1課	055-934-2009	055-934-2019

第6節 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第13章 他県との水防事務

神奈川県との協定（覚書）

神奈川県と静岡県芦湖水利組合は、水防法第7条第2項に基づくところにより、水門調整について次のとおり覚書を締結する。

覚書

神奈川県知事長洲一二と静岡県芦湖水利組合管理者裾野市長市川武は静岡県知事齊藤滋与史を立会人として、二級河川早川及び芦の湖の治水安全度の向上を図るため、深良水門及び湖尻水門について下記のとおり覚書を締結する。

記

- 1 静岡県芦湖水利組合は、深良水門に補助水門を設置する。
補助水門の全体越流幅及び敷高は現水門と同一とする。
- 2 神奈川県は、河川管理上湖尻水門を改築し、管理する。
湖尻水門は、治水上必要な規模、構造とし、操作は神奈川県が行なう。
- 3 湖水位及び水門操作状況を相互にモニターする。
- 4 両水門は同時期に着工する。

昭和62年5月16日

神奈川県知事 長洲一二

静岡県芦湖水利組合管理者

裾野市長 市川 武

立会人 静岡県知事 齊藤 滋与史

芦ノ湖に関する申合せ事項

I 水門

- 1 静岡県芦湖水利組合は、深良水門に補助水門を設置する。
- 2 補助水門の全体越流幅及び敷高は現水門と同一とする。
- 3 神奈川県は、河川管理上湖尻水門を改築し、管理する。
- 4 湖尻水門は、全体越流幅46mとし、敷高1.889mで越流幅20mと敷高1.111mで越流幅26mの構成とする。(高さは現深良水門の敷高を基準とし、以下同じ。)
- 5 両水門と同時期に着工する。

II 水門の操作

- 1 計画高水位は2.9mとする。
- 2 常時満水位は2.3mとする。
- 3 神奈川県は、水位2.3m以上の場合湖尻水門の操作を行う。
ただし、洪水等緊急時は芦湖水利組合の了解を得たのち2.3m未満でも操作することができる。
- 4 非洪水期間(10月16日から翌年5月31日)において、河川管理上支障ない場合は2.5mまで貯留することができる。
- 5 湖水位及び水門操作状況を相互にモニターする。
- 6 湖尻水門の操作規則及び深良水門の管理規程を別途定める。

昭和62年5月16日

神奈川県港湾課長 都丸 徳治

静岡県芦湖水利組合管理者

裾野市長 市川 武

静岡県河川課長 丹原 光隆

神奈川県小田原土木事務所長 中村 祐忠

「覚書」及び「芦の湖に関する申合せ事項」に関する確認事項

神奈川県と静岡県芦湖水利組合は、静岡県芦湖水利組合が所有し管理する現湖尻水門を神奈川県が取り除き、洪水防除及び貯留機能を有する施設である新湖尻水門を設置するにあたり、新湖尻水門について昭和62年5月16日に締結した「覚書」及び「芦の湖に関する申合せ事項」に基づき下記の事項について確認する。

記

1. 新湖尻水門の操作規則を定め又は変更する場合における河川法第14条にいう関係市町村長には、静岡県芦湖水利組合管理者を含むものとする。
2. 新湖尻水門の洪水時の操作順位は、敷高1.889m(幅20m)のゲートから行なうよう操作規則に規程する。

昭和62年10月19日

神奈川県港湾課長 佐々木 大造

静岡県芦湖水利組合

管理者 裾野市長 市川 武

静岡県河川課長 中村 靖治

神奈川県小田原土木事務所長 石原 久也

第14章 水防てん末報告

1 水防管理者は、洪水等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときには、次の事項をとりまとめ、県様式8により水防活動実施後10日以内に沼津水防区(沼津土木事務所)を経由し、県水防本部長に報告するものとする。(法第47条第2項)

2 水防てん末報告事項

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 消防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異状の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

3 水防活動実施報告作成上の注意事項

- (1) 水防管理団体水防活動実施報告書(県様式8)
 - ア 水防管理団体及び水防区で水防を行った箇所ごとに作成すること。
 - イ 水防管理団体は沼津水防区長(沼津土木事務所長)に箇所ごとの報告書の集計表を添付したものを3部提出すること。
 - ウ 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。
 - エ 氾濫した場合には、箇所図(1/5,000以上)に氾濫区域及び実施箇所を明示し添付すること。
- (2) 水防活動実施報告書(県別紙様式)

水防管理団体は、水防を実施した場合のみ別紙様式にて翌月3日までに沼津水防区(沼津土木事務所)へ報告すること。

第15章 水防計画及び水防訓練

第1節 水防計画（法第33条）

1 水防管理団体の水防計画の策定

- (1)指定水防管理団体は、毎年必ず水防計画(具体的実施計画)を静岡県水防計画に基づいて樹立し、知事に届け出なければならない。
- (2)水防計画は、各種事態を想定してでき得る限り具体的に策定し、これを住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、又は変更したときはその要旨を公表しなければならない。

2 水防管理団体の水防計画の配布

水防管理団体は、水防計画を定めたときは、関係機関に配布するものとする。

第2節 水防訓練（法第32条の2）

指定水防管理団体は、毎年1回以上県の指導により消防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を実施しなければならない。

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保

及び浸水の防止のための措置

第1節 浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。))でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - イ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ウ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であって国土交通省令で定める基準を参酌して、市の条例で定める用途及び規模に該当するもの(大規模工場等)でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。)
- (4) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第3節 洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域をその市域に含む市の長は、市地域防災計画において定められた第2節(1)～(4)に掲げる事項を、住民、滞在者、その他の者に周知させるため、これらの事項(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。)を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

第4節 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

市は、市地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第5節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は、同報無線、市公式ウェブサイト(市ホームページ)、SNS(市公式 LINE,Facebook 等)、まもメールの方法とするが、人的災害を生ずる恐れがある場合等、緊急を要する場合については、市から当該施設に対し電話で伝達するものとする。

浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表 資料編 資料17

第6節 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第17章 その他

第1節 費用負担及び公用負担

1 費用負担

水防管理団体が、その管轄区域の水防に要した費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。(法第41条)

ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、県知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受けた市町村の一部負担

2 公用負担の権限

水防上必要がある時は、水防管理者、消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。(法第28条)

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収容
- (3) 車両、その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物、その他障害物の処分

3 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他、これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担命令権限書	
氏名	役職・氏名
上記の者に	区域における水防法第28条第1項の規定の権限行使を委任したことを証明する。
年 月 日	
	裾野市長 氏 名 ㊟

4 公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使するものとする。

公用負担命令書	
第 号	
目的物 負担内容	種類 使用・収用・処分
年 月 日	
	裾野市長 氏 名 ㊟ 事務取扱者 氏 名 ㊟
殿	

受 領 書	
第 号	
	公用負担命令書 右受領した
年 月 日	
	氏 名 ㊟
殿	

第2節 公務災害補償

水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は、公務による負傷若しくは、病気により死亡し、若しくは、障害の状態となったときは、水防管理者は、条例の定めるところにより損害を補償するものとする。(法第6条の2)

第3節 退職報償金

消防団長又は消防団員(非常勤のもの)が退職した場合においては、裾野市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例により、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給できるものとする。(法第6条の3に準ずる。)

第4節 裾野市防災会議

裾野市の水防計画その他水防に関し重要な事項は裾野市防災会議に諮って定めるものとする。

資料編

資料1 重要水防箇所

番号	区分	河川名	場所	右岸		左岸		理由	担当する分団等	警戒・巡回の別	備考
				箇所	延長(m)	箇所	延長(m)				
1	一級	黄瀬川	石脇・御宿	佐野堰西側	200	佐野堰	200	水門の保全、越水時の市街地増水(水位表示あり)	消防署	警戒	
2	〃	〃	石脇	野添橋上流	100	野添橋上流	100	住宅が堤防より低い	消防署	巡回	
3	〃	〃	石脇・千福	栄橋上下流	200	栄橋上下流	200	断面狭小(水位表示あり)	西分団	巡回	
4	〃	〃	石脇	五竜の滝上流170m～ 栄橋下流100m	500	五竜の滝上流170m～	500	堤防高不足・無堤	西分団	巡回	県管理区間 重要水防箇所
5	〃	〃	佐野・桃園	松富対岸	100	花園橋周辺から松富	150	住宅が堤防より低い(水位表示あり)	西分団	警戒	
6	〃	〃	水窪	新愛鷹橋上流	600	新愛鷹橋上流	600	断面狭小(水位表示あり)	西分団	巡回	
7	〃	〃	二ツ屋			富二平橋上流	100	護岸未整備	西分団	警戒	
8	〃	〃	堰原			大堰水門	20	水門の保全	西分団	警戒	
9	〃	佐野川	須山	田向橋周辺	50	田向橋周辺	50	田向橋(水位表示あり)・流木による堰き止め	須山分団	巡回	
10	〃	〃	須山	下村橋周辺	50	下村橋周辺	50	下村橋(水位表示あり)・流木による堰き止め	須山分団	巡回	
11	〃	〃	下和田	下和田橋周辺	50	下和田橋周辺	50	下和田橋(水位表示あり)・流木による堰き止め	富岡分団	巡回	
12	〃	〃	今里	今里上橋周辺	50	今里上橋周辺	50	今里上橋(水位表示あり)・流木による堰き止め	富岡分団	巡回	
13	〃	〃	千福	谷津橋～寿橋～景ヶ島	1,300	谷津橋～寿橋～景ヶ島	3,400	断面狭小(水位表示あり)	富岡分団	巡回	
14	〃	〃	田場沢	柳橋周辺	200			断面狭小(水位表示あり)	富岡分団	巡回	
15	〃	〃	田場沢	田場沢川の合流点		田場沢川の合流点		のみきれなく逆流(新川橋に水位表示あり)	富岡分団	巡回	
16	〃	用沢川	須山	久保橋周辺	100	久保橋周辺	100	越水(水位表示あり)・流木による堰き止め	須山分団	巡回	
17	〃	〃	須山	石窪沢橋周辺	50	石窪沢橋周辺	50	越水(水位表示あり)・流木による堰き止め	須山分団	巡回	
18	〃	金沢川	金沢	上川橋周辺	50	上川橋周辺	50	越水(水位表示あり)・流木による堰き止め	富岡分団	巡回	
19	〃	深良川	上須～岩波	深良川下流	1,000	深良川下流	1,000	天井河川(深良川橋に水位表示あり)	深良分団	警戒	
20	〃	裾野大久保川	葛山上城	佐野川の合流点上流	1,500	佐野川の合流点上流	1,500	越水	富岡分団	巡回	

番号	区分	河川名	場所	右岸		左岸		理由	担当する分団等	警戒・巡回の別	過去の被害
				箇所	延長(m)	箇所	延長(m)				
21	一級	泉川	南堀	八幡宮東側	170	八幡宮東側	170	護岸整備済	深良分団	巡回	
22	〃	〃	久根	安楽寺橋南側	150	安楽寺橋南側	150	越水(平成2年)	東分団	巡回	
23	〃	〃	公文名	石船橋上下流	400	石船橋上下流	400	越水(水位表示あり)	東分団	巡回	
	〃	〃	公文名	鹿嶋橋～鹿嶋橋上流100m	100	鹿嶋橋～鹿嶋橋上流100m	100	断面狭小	東分団	巡回	県管理区間 重要水防箇所
24	〃	〃	公文名	不動滝上流	100	不動滝上流	100	越水・左岸未改修	東分団	巡回	
25	〃	〃	茶畑		300		300	断面狭小	東分団	巡回	
26	〃	〃	道上	舞台橋周辺	50	舞台橋周辺	50	(水位表示あり)	東分団	巡回	
27	〃	大場川	麦塚	長戸呂橋周辺	100			堰有り・両岸護岸整備済	東分団	巡回	
28	〃	〃	伊豆島田			富士見橋周辺	50	断面狭小(水位表示あり)	西分団	警戒	
29	〃	入田川	茶畑	県住～鈴原団地北側	500	県住～鈴原団地北側	500	断面狭小	東分団	巡回	
30	準用	小柄沢川	佐野			裾野青果市場西側	100	断面狭小	西分団	巡回	
31	〃	三間堀川	平松	裾野駅西側	200			断面狭小	東分団	警戒	
32	〃	〃	平松	中央自動車学校南側	100	中央自動車学校南側	100	断面狭小	東分団	警戒	
33	普通	入方川	今里			浄土院付近	100	水位表示あり	富岡分団	巡回	

資料2 土石流 危険溪流一覧（土砂災害危険箇所：土石流）

No.	箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域名	大字	備考
1	220-I-001	深良川	深良川	深良	
2	220-I-002	深良川右支川1	深良川右支川	深良	
3	220-I-003	深良川右支川2	深良川右支川A	深良	
4	220-I-004	深良川左支川	深良川左支川	深良	
5	220-I-005	深良川右支川3	深良川右支川B	深良	
6	220-I-006	深良川右支川4	深良川右支川C	深良	
7	220-I-007	原沢1	原入沢	深良	
8	220-I-008	原沢2	原沢	深良	
9	220-I-009	谷戸沢	深良谷戸沢	深良	
10	220-I-010	沢入沢	沢入沢	深良	
11	220-I-012	大場川右支川1	大場川右支川A	茶畑	
12	220-I-013	大場川右支川3	大場川右支川C	茶畑	
13	220-I-014	滝ノ沢	滝ノ沢A	須山	
14	220-I-014-2	滝ノ沢	滝ノ沢B	須山	箇所分割
15	220-I-015	下和田沢1	下和田沢A	下和田	
16	220-I-016	下和田沢2	下和田沢B	下和田	
17	220-I-018	今里沢1	今里沢A	今里	
18	220-I-019	田場沢川	田場沢川	田場沢	
19	220-I-020	葛山沢	葛山沢	葛山	
20	220-I-021	桃園沢	桃園沢	桃園	
21	220-I-022	大畑沢左支川	大畑沢左支川	大畑	
22	220-I-023	大畑沢右支川	大畑沢右支川	大畑	
23	220-II-001	泉川右支川	泉川右支川	深良	
24	220-II-002	泉川左支川3	泉川左支川C	久根	
25	220-II-003	大場川右支川2	大場川右支川B	茶畑	
26	220-II-004	大場川右支川4	大場川右支川D	茶畑	
27	220-II-005	大場川右支川5	大場川右支川E	茶畑	
28	220-II-006	大場川右支川6	大場川右支川F	茶畑	
29	220-II-007	峰下沢	峰下沢	峰下	
30	220-II-008	とん沢	谷戸沢A	日向	
31	220-II-008-2	とん沢	谷戸沢B	日向	箇所分割
32	220-II-009	今里沢2	今里沢B	今里	
33	220-II-010	観音洞沢	観音洞沢	田場沢	
34	220-II-011	上城沢1	上城沢A	上城	
35	220-II-012	上城沢2	上城沢B	上城	
36	220-II-014	谷津川左支川	谷津川左支川	千福	
37	220-II-015	富沢	富沢	富沢	
38	220-II-016	谷津川	谷津川	千福	
39	220-III-001	泉川左支川1	泉川左支川A	深良	
40	220-III-002	泉川左支川2	泉川左支川B	久根	
41	220-III-003	入田川	入田川	茶畑	
42	220-III-003-2	入田川-2	入田川A	茶畑	箇所分割

43	220-Ⅲ-003-3	入田川-3	入田川B	茶畑	箇所分割
44	220-Ⅲ-005	細野沢	細野沢	千福	
45	220-S-001	泉川左支川A	泉川左支川D	公文名	
46	220-S-002	今里沢A		今里	
47	220-S-003	上城沢A	西ノ窪沢	葛山	
48	220-S-004	下和田沢A	下和田沢C	下和田	
49	220-S-005	下和田沢B	下和田沢D	下和田	
50	220-S-006	下和田沢C	下和田沢E	下和田	
51	220-S-007	今里沢B	今里沢C	今里	
52	220-S-008	今里沢C	今里沢D	今里	
53	220-S-009	観音洞沢A	田場沢	葛山	

※区分 I：被害想定区域内で人家が5戸以上等ある箇所

II：被害想定区域内で人家が1～4戸ある箇所

III：被害想定区域内で人家がないが住宅立地等が見込まれる箇所

(I、II、IIIは平成29年度までの区分。Sは人家戸数の区分無しの箇所)

(危険箇所と警戒区域の範囲・名称は必ずしも一致しない)

資料3 通行止め注意予想箇所

河川名	注意予想箇所 [河川]		
黄瀬川	桃園	花園橋	(市道1-1号線)
〃	岩波	富士見橋	(市道1-12号線)
入田川	滝頭	新入田川橋上流	(市道1432号線)
〃	青葉台	高堰橋付近	(市道2-16号線)
泉川	道上	舞台橋	(市道1-2号線)
佐野川	下和田	下和田橋	(市道2-38号線)
大場川	伊豆島田	富士見橋上流	(市道1008号線)

注意予想箇所 [河川以外]		
平松	飴屋ガード	(県道21号線)
千福	千福南ガード	(市道1-5号線)
切久保	切久保ガード	(市道2-18号線)

資料4 水門注意箇所

接している 河川名	番号	水門等の名称	設置場所	形 状 (m)			種 別	施設管理者
				長 さ	高 さ	幅		
黄瀬川	あ	大洞堰	深良 1299	2.0	0.75	0.75×2	鋼製・水平ハンドル・電動	深良新田区
	い	カロウト堰(新堰)	御宿 781-2	3.1	1.7	1.7	鋼製・垂直ハンドル・電動	御宿区
	う	古堰	御宿(上谷)7	2.0	1.7	2.4	鋼製・垂直ハンドル・電動	御宿区
	え	佐野堰	石脇 577	9.5	1.35	1.2	鋼製・垂直ハンドル・電動	佐野一区
	お	千福堰	千福(R246 立体交差付近)	2.35	0.9	1.05	鋼製・水平ハンドル・手動	千福区
	か	穴堰	大畑 1	—	0.7	1.43	鋼製・垂直ハンドル・電動	桃園・富沢・南一色
	き	大堰	水窪	3.9	2.0	1.5×3	鋼製・垂直ハンドル・電動	大堰土地改良区
深良川	く	豊後堰	深良(須釜)		0.8	0.75	鋼製・水平ハンドル・手動	上郷正水配人
	け	古川堰	深良(須釜)	2.3	0.45	1.4	鋼製・水平ハンドル・手動	上郷正水配人
	こ	橋場堰	深良 1320-1(新田)	6.8	0.72	0.74	鋼製・水平ハンドル・手動	上郷正水配人
泉 川	さ		深良(南堰)八幡宮北側	2.0	—	0.45φ	鋼製・水平ハンドル・手動	南堰区
	し		深良(町震)芹澤和雄宅東側	6.0	—	0.6φ	堰なし	町震区
	す		茶畑(滝頭)清水高德宅東側	1.0	0.7	3.5	鋼製・水平ハンドル・手動	滝頭区
入田川	せ	馬場堰	茶畑 1239 鈴原西バス停北側	1.6		0.5φ	鋼製・水平ハンドル・手動	茶畑区
大場川	そ	長戸呂堰口	麦塚 長戸呂橋南側	3.5	1.0	1.0	鋼製・垂直ハンドル・手動	麦塚区
	A	今堰水門 ※市管理でないため番号 はアルファベット	伊豆島田 伊豆縦貫道下	11.6	7.2	3.5	鋼製・垂直ハンドル・手動	大堰土地改良区 (長泉町産業振興課)
大柄沢川	た		佐野(佐野二)裾野化成東側	0.6	0.9		鋼製・水平ハンドル・手動	佐野二区長
	ち	震橋転倒堰	深良(震橋)	2.75	1.45		鋼製・水平ハンドル・電動	切遠区
古 川	つ	切久保堰余水吐	深良(切久保)	2.75	1.45		鋼製・水平ハンドル・電動	切遠区
小柄沢川	て	震橋水門	深良(震橋)	5.0	0.68		ステンレス・垂直ハンドル・電動	平松部農会長
	と	宿堀水門	佐野(佐野二)土屋建設東側	2.0	0.8	1.5	鋼製・水平ハンドル・手動	
	な		佐野(緑町)川窪橋付近	1.1	1.55		鋼製・水平ハンドル・手動	

資料5 市防災倉庫（地震災害等を兼ねる）

地区	設置場所	所在地	面積(㎡)	種別	設置年
西	本庁第1	佐野1059	14.78	スチール	S54
	本庁第2	佐野 822-1	18.21	木造	—
	南小学校	伊豆島田806-5	15.12	軽量鉄骨造	R2
	南小学校	伊豆島田806-5	15.93	アルミ	H9
	南小学校	伊豆島田806-5	15.93	アルミ	H9
	南小学校	伊豆島田 806-5	12.60	アルミ	R5
	西小学校	佐野1143	31.08	軽量鉄骨造	H28
	県立裾野高等学校	佐野900-1	14.76	スチール	S56
	福祉保健会館	石脇524-1	11.76	軽量鉄骨造	H17
東	東小学校	茶畑399	132.00	RC造	H15
	向田小学校	茶畑1133	12.60	軽量鉄骨造	H28
深良	生涯学習センター	石脇435	14.40	スチール	H3
	生涯学習センター	石脇435	15.12	軽量鉄骨造	H28
	深良小学校	深良655	15.93	アルミ	H9
	深良支所	深良657	14.76	スチール	S55
	深良中学校	深良3806	24.20	軽量鉄骨造	H28
富岡	富岡第一小学校	御宿600	15.93	アルミ	H9
	富岡第一小学校	御宿600	15.12	軽量鉄骨造	H31
	富岡支所	御宿680-1	16.56	軽量鉄骨造	H7
	千福が丘小学校	千福が丘4-12-1	30.80	軽量鉄骨造	H28
	富岡第二小学校	下和田890	30.80	軽量鉄骨造	H28
	総合グラウンド	御宿880	14.76	スチール	H7
	総合グラウンド	御宿880	14.79	スチール	S56
須山	須山小学校	須山165	15.93	アルミ	H9
	須山支所	須山1593-12	14.76	スチール	S55
	須山地区研修センター	須山587-4	30.80	軽量鉄骨造	H28
	ヘルシーパークすその	須山3408	10.12	軽量鉄骨造	H28

令和6年4月1日現在

資料6 資機材備蓄状況（市保有分）

令和6年3月現在

	資機材名	数量	備考	
危険箇所対策用	バリケード	76 個		
	ラバーコーン	71 個		
	鉄ぐい	121 本		
	鋼管ぐい 1.0m	149 本		
	鋼管ぐい 1.5m	174 本		
	鋼管ぐい 2.0m	145 本		
	立入禁止標識	120 枚		
	表示看板	36 枚		
	バリケード用警告板	20 枚		
	車両通行止看板	24 枚		
	水防活動用及び災害救助用	バール(金てこ)	75 本	
		のこぎり	21 本	
掛矢(木づち)		32 本		
なた		10 本		
スコップ		225 本		
つるはし		37 本		
ペンチ		13 個		
鉄線ばさみ		24 個		
ハンマー		67 個		
かなづち		28 個		
チェンソー		24 台		
針金 #8		12 巻		
針金 #18		14 巻		
ロープ		27 巻		
縄(荒縄)		29 巻		
とらロープ		12 巻		
土のう袋		12,100 枚		
雨合羽		20 枚		
とび(とび口)		38 本		
しの		14 本		
かま		6 本		
下刈りがま(長柄)		1 本		
ヘルメット		12 個		
軍手		728 双		
救助工具セット		16 組		
情報伝達用		拡声器 ハンド用	28 台	
		拡声器 肩掛け用	3 台	

	資機材名	数量	備考
搬送用	折りたたみリヤカー	17 台	
	一輪車	22 台	
	簡易担架	13 台	
	車いす	10 台	
	空気入れ	9 個	
	避難所運営用	集合テント	61 張
野営テント(キャンプテント)		22 張	
多目的ルームテント		33 張	
ブルーシート		1,887 枚	
ござ		32 枚	
毛布		3,571 枚	
不織布毛布(1/5 コパ [®] 外)		662 枚	
間仕切りボード壁材		988 枚	
間仕切りボード床材		2,010 枚	
ワンタッチパーテーション		44 枚	
間仕切りダンボールセット		18 枚	3畳1枚
アローエコ座布団		480 枚	24枚/箱
アローエコマット		84 箱	3畳6枚
ワンタッチ折り畳みベット		24 台	
脚立		23 台	
ガソリン携行缶		44 個	
簡易組立トイレ 大便		42 個	和式
簡易組立トイレ 小便		41 個	
簡易トイレ(テント付)		11 個	
組立トイレ(トリプルエース)		13 台	洋式
トイレ便座(ポ-ダ [®] トイレ)		165 個	
便袋(凝固剤付)		22,400 枚	
便袋(和式用キット)		4 組	
便袋(凝固剤付 10年用)		28,500 組	
サーキュレータ		80 台	
スポットエアコン		1 台	
ヒーター GHR240A1-R		9 台	
工具箱		15 個	
緊急用電話		2 台	
ちりとり・ほうき		2 組	
バグ	40 個		
照明用	発動発電機 3.0k	3 台	
	発動発電機 2.8k	34 台	
	発動発電機 2.3k	4 台	
	発動発電機 1.6k	17 台	
	発動発電機 1.5k	12 台	
	発動発電機 1.4k	13 台	

資機材名		数量	備考	資機材名		数量	備考	
照明用	発動発電機 0.9k	22	台	給食用	包丁	2		
	コードリール	59	個		まな板	2		
	延長コード	19	本		アルミ箔容器	43,000	枚	
	投光器(ハロゲン)	51	個		カセットコンロ	47	台	
	バルーン型投光器	45	台		カセットコンロ用ガスボンベ	110	缶	
	三脚	42	台	非常用食料	レトルトごはん(五目ごはん)	3,000	食	
	デスクバルーン投光器	10	台		三脚付	レトルトごはん(和風鯛ごはん)	2,000	食
	強力ライト	129	個		レトルトごはん(カレー味)	2,000	食	
	乾電池 単1	606	個		アルファ米(たけのこご飯)	2,250	食	
	乾電池 単2	537	個		アルファ米(梅がゆ)	2,200	食	
	乾電池 単3	710	個		アルファ米(わかめご飯)	7,650	食	
	乾電池 単4	242	個		アルファ米(山菜おこわ)	4,850	食	
	ガソリン缶詰 レギュラー	88	缶		アルファ米(五目ごはん)	2,400	食	
	ガソリン缶詰 混合	88	缶		アルファ米(きのこごはん)	6,400	食	
	燃料用ポリタンク	2	個		20ℓ	アルファ米(ひじきご飯)	2,050	食
オイル	84	缶	アルファ米(白米)		3,500	食		
飲料水確保用	組立槽	6	個		備蓄用缶入りパン	5,520	缶	
	給水タンク	0	個	300ℓ	クラッカー	0	食	
	給水タンク用水中ポンプ	9	台	避難者用消耗品	ウエットタオル	600	枚	
	ビニールホース	4	巻		紙おむつ(新生児)	1	枚	
	ポリタンク	100	個		紙おむつ(乳児)	1,316	枚	昼用
	ポリバケツ	130	個		紙おむつ(大人)	240	枚	
	ブリキバケツ	28	個		生理用品	12,096	個	
	浄水機	10	台		避難生活者緊急物資(男用)	1,100	組	
	液化炭酸ガス	8	個		避難生活者緊急物資(女用)	1,840	組	
	浄水機用カートリッジ	348	個		避難生活セット	610	組	
	浄水機付属品	9	個		使い捨て哺乳びん	680	本	
	飲料水(2ℓ)7年保存	400	箱		6本入	救護所用	キャンパスベット	20
飲料水(490ml)10年保存	1,811	箱	24本入	担架ベット	4		台	
非常用飲料水用袋	402	枚	腕章	7	枚			
給食用	釜	10	個	3斗	救護所旗		2	枚
	へっつい(かまど)	7		医療セット	1		組	支所保管
	ざる	15	個	救急箱	9		個	
	そばすくい	6	個	三角巾	408		枚	
	なべ	2		ロツカー	2		台	
	やかん	17	個	白衣	6	枚		
	トレー	10		トリアージタック	50	枚		

資機材名		数量		備考
その他	市旗	8	枚	
	広域避難地旗	14	枚	
	緊急拠点地旗	23	枚	
	吹き流し	4	枚	
	テーブル	30	台	
	椅子	99	台	
	事務用品	11	式	
	ガスボンベ	0	本	
	タオル	34	枚	
	巻尺	2	個	
	遺体収納袋	13	枚	
	トイレトペーパー	700	個	240m
	詰替えティッシュ	136	個	5個入
	ゼンリン地図	9	冊	
	無線アンテナ	6	本	
	のぼり旗ポール	22	本	
	備品収納箱	7	箱	
	ワンタッチ設置テント・簡単テント	32	張	
	畳シート	7	枚	
	避難所用マット(グラ ンドエイト)	360	枚	
	ダンブラボード	49	枚	
	女性用反袖スリーブ	1,400	枚	
	吹き流し用ポール	5	本	
	同報無線	1	台	
	ベンリーテント	10	個	
	炭	11	缶	
	炊き出し用具	0	個	
	折り畳み自転車	3	台	
	非常飲料水用袋(6ℓ 用)	402	枚	
	各種テープ	0	個	
	電気ポット	2	個	

資機材名		数量		備考
その他	寝袋	158	個	
	罹災証明発行 セット(税務課)	61	個	
	家屋被害認定調査セッ ト(まちづくり課)	74	個	
	圧縮トイレパ ー	173,600	枚	
	携帯電話等充電用コ ンセントタップ	52	個	
	台車	7	台	
	WIFI ルーター	5	台	情報シ ステム課
	可搬型給電機	2	台	
	テレビ会議システム	1	式	
	ガス仕様炊き出しセット	1	式	

資料7 水防用資機材備蓄状況（消防団）

場所 区分	単位	東 分団	西 分団	深良 分団	富岡 分団	須山 分団
砂袋	枚	850	280	162	400	435
砂	m ³	1,5	1		1	1
鉄ぐい 1.0m	本					
バール大	丁	13	10	5	15	7
スコップ	丁	18	15	7	20	13
ツルハシ	丁	2	3	2		4
カマ	丁			7	1	13
大ハンマー	丁	12	7	3	7	9
チェーンソー	台	4	5	3	6	2
縄	束	29			1	23
ロープ(麻)	m		23		35	200
発電機	台	7	5	1	7	3
電池メガホン	台	2	4		6	2
標識ロープ	m				30	100
ジヨレン	丁				4	1
ナタ	丁		4	2	1	4
鋸	丁	6	11	10	4	10
パンチ	丁	1	2	1	7	4
掛矢	丁	3	1	1	1	2
チルホール	丁	4	6	2	4	2
救命胴衣	着	26	23	12	32	13

令和6年1月現在

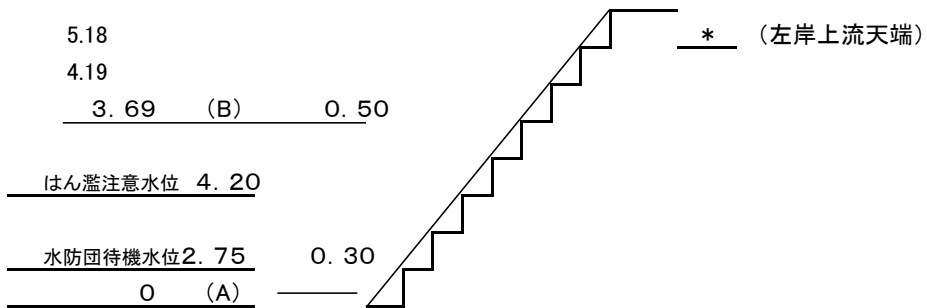
資料8 雨量観測所施設

観測所	流域河川	位置	観測方法	管理者	観測所属機関	電 話
須 山	佐野川	須山支所	自動計測	県	沼津土木事務所 (維持調査課)	920-2213
市ノ瀬	大場川	茶畑字市ノ瀬	自動計測	県	〃	〃
裾 野	市街地河川	裾野消防署	自動計測	市	裾野消防署	995-0119
御殿場	黄瀬川	御殿場市竈	自動計測	県	沼津土木事務所	920-2213

資料9 河川水位標示表（通報及び警戒水位）

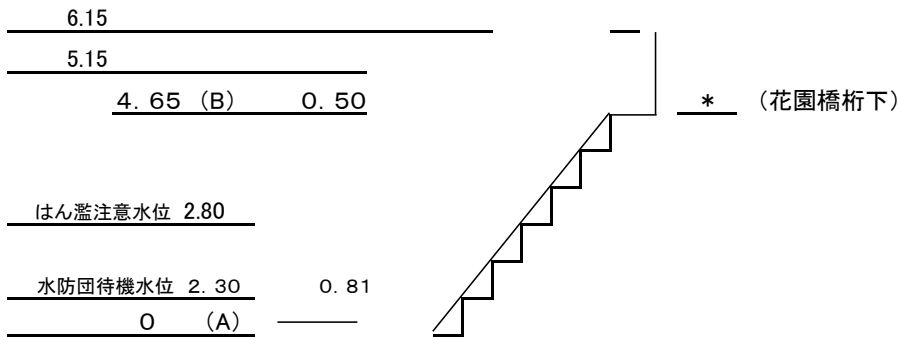
佐野川（寿橋）

テレメーター有り

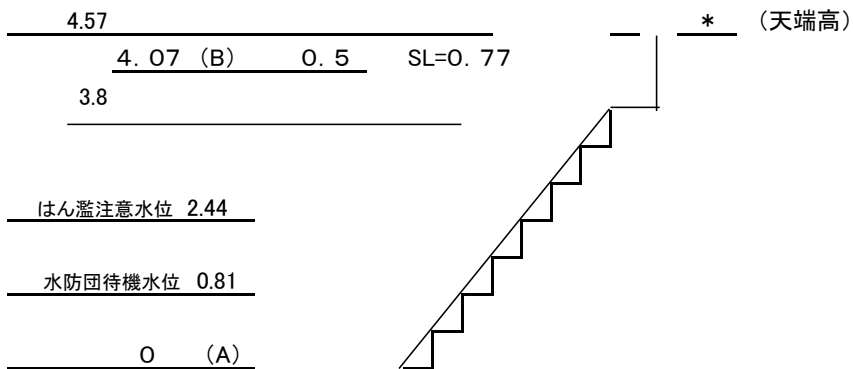


黄瀬川（花園橋）

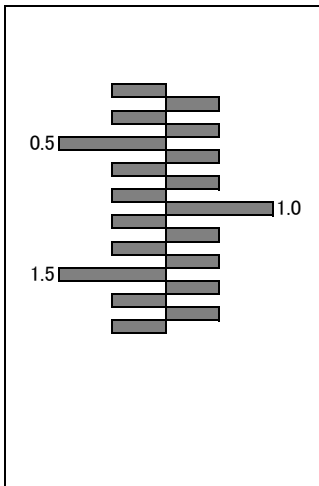
テレメーター有り



黄瀬川(生涯学習センター西側)目測

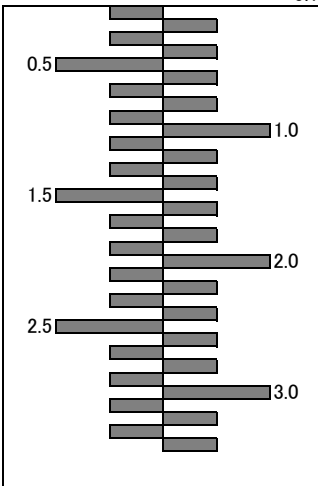


栄橋



左岸天端
0.96m
橋桁

新愛鷹橋

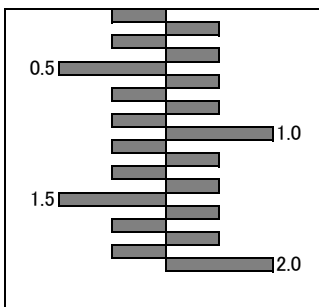


橋桁
0.18
左岸天端

#

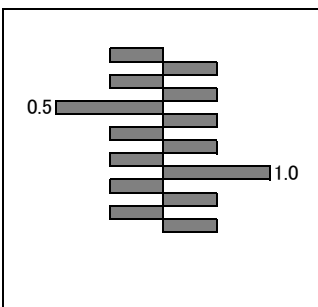
上川橋

金沢川



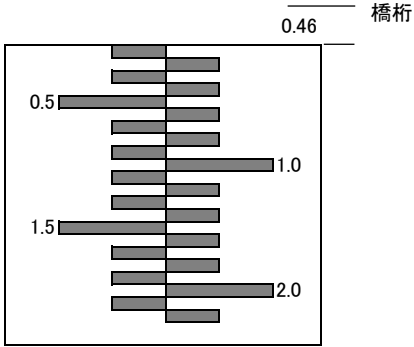
橋桁

用沢川(須山)

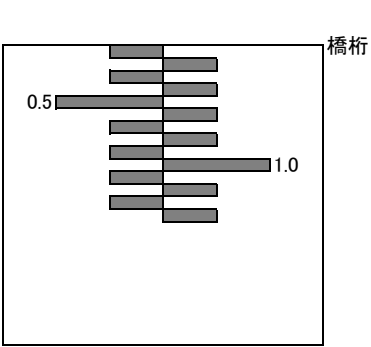


0.5
橋桁

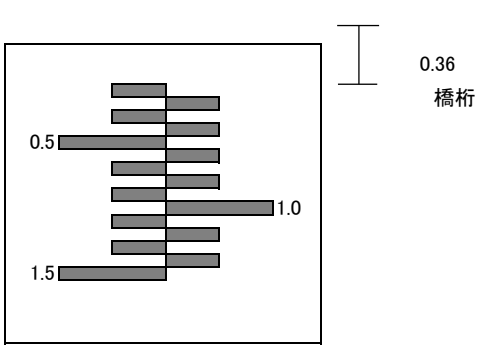
田向橋



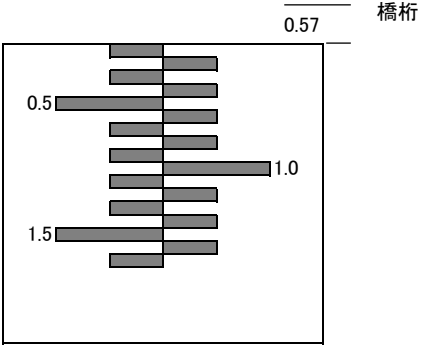
下和田橋



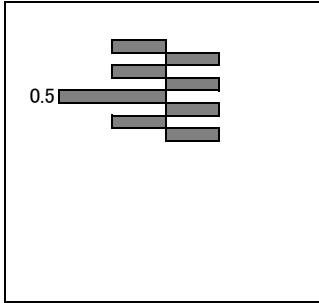
今里上橋



柳橋

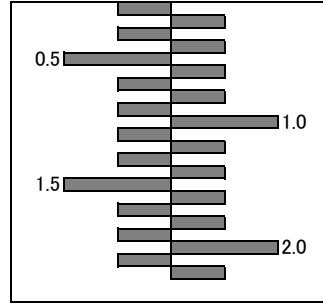


佐野川支流今里



0.3
橋桁

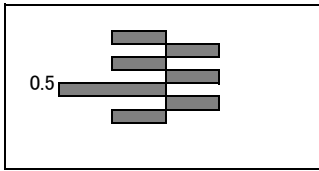
石窪橋



0.34

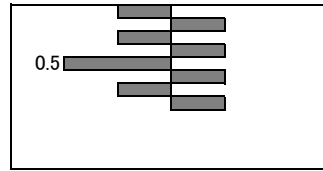
橋桁

深良川橋



0.1
橋桁

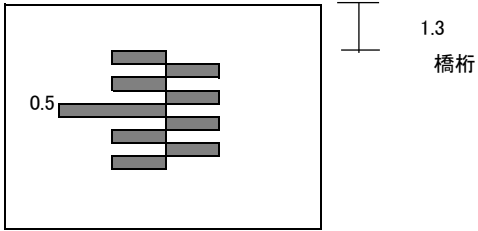
石舟橋 上流



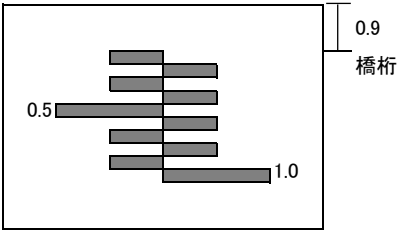
0.09

橋桁

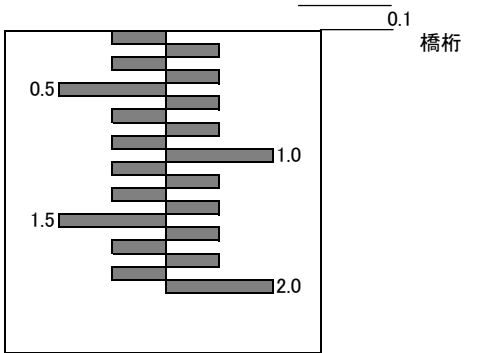
舞台橋



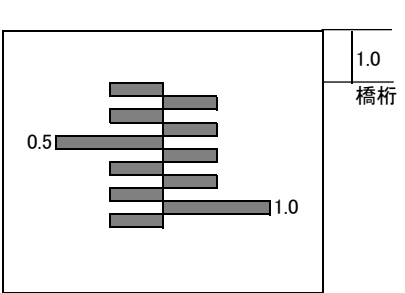
入田川橋



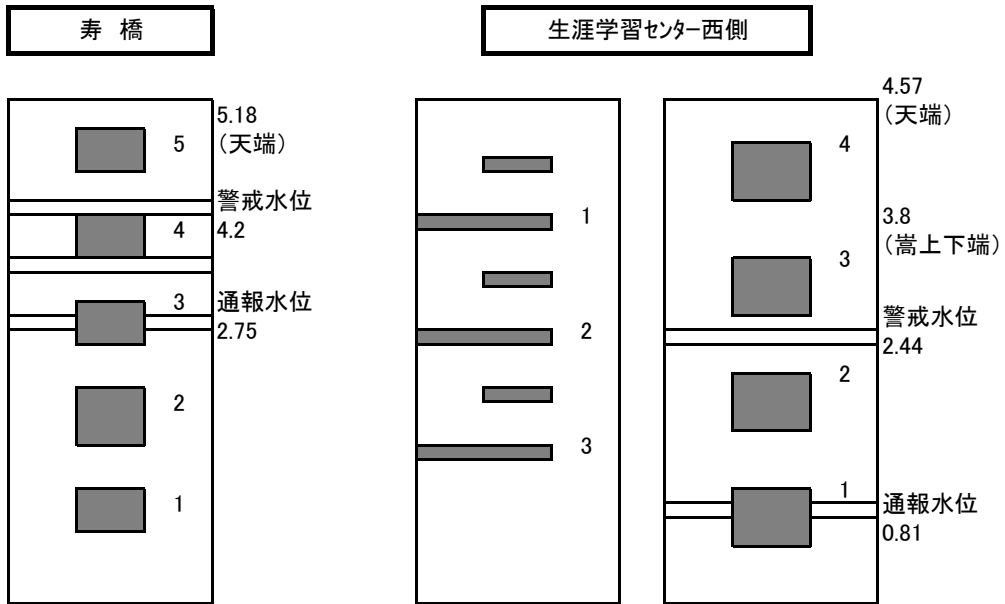
富士見橋(市道)



新川橋

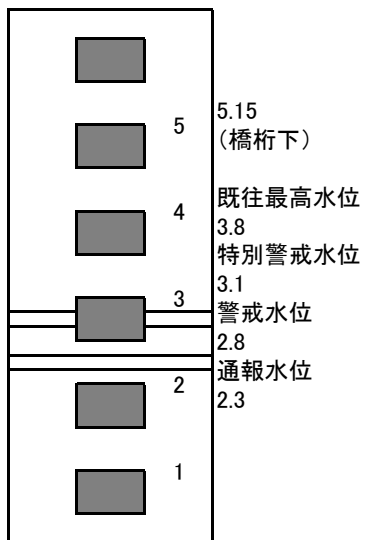


資料10 河川水位設置図（暫定水位を含む）

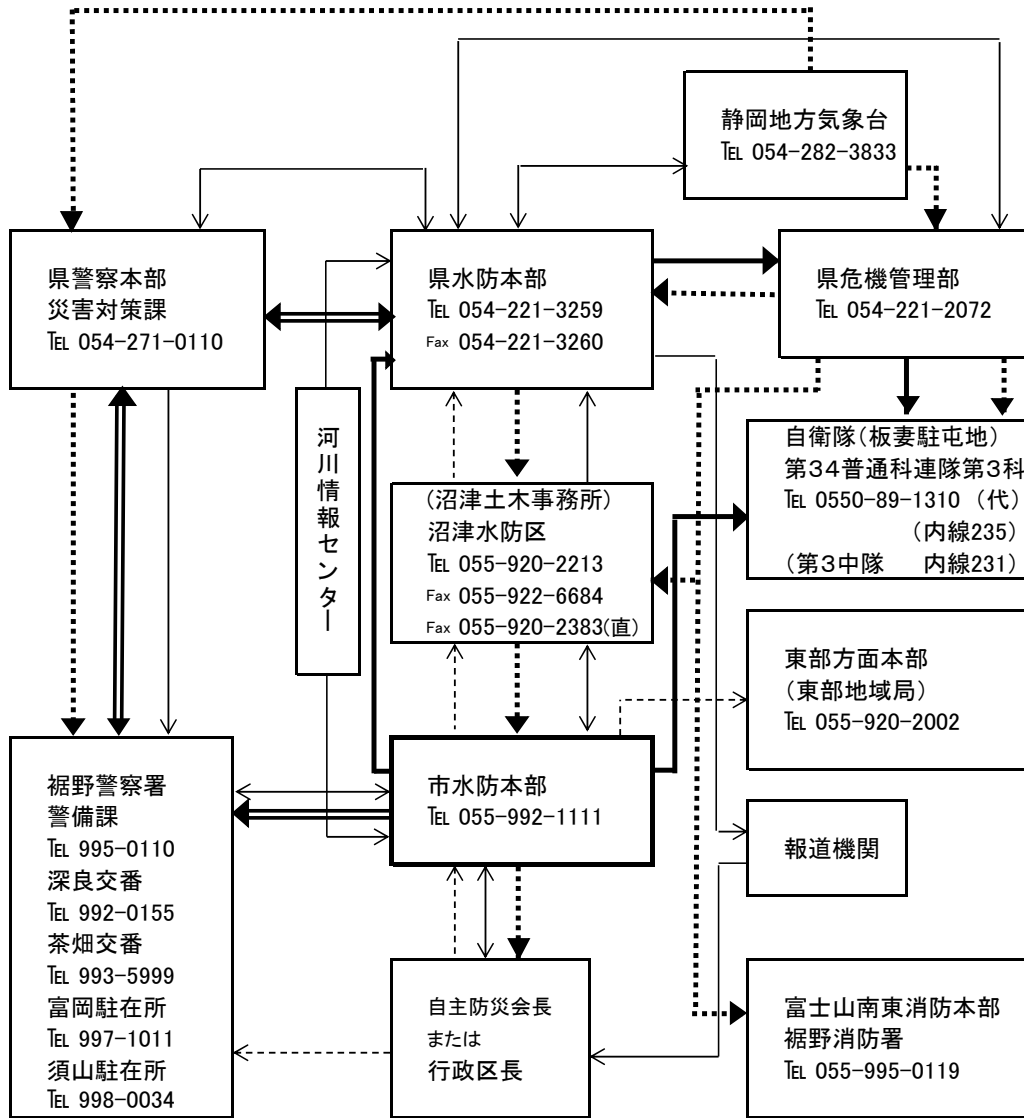


#

花園橋



資料11 水防時における通信連絡基本系統図



- 凡 例
- 気象関係通報
 - 水防警報等の通報
 - - - - - 災害時等情報の通報(避難情報)
 - 自衛隊の要請
 - ==== 警察官の出動要請

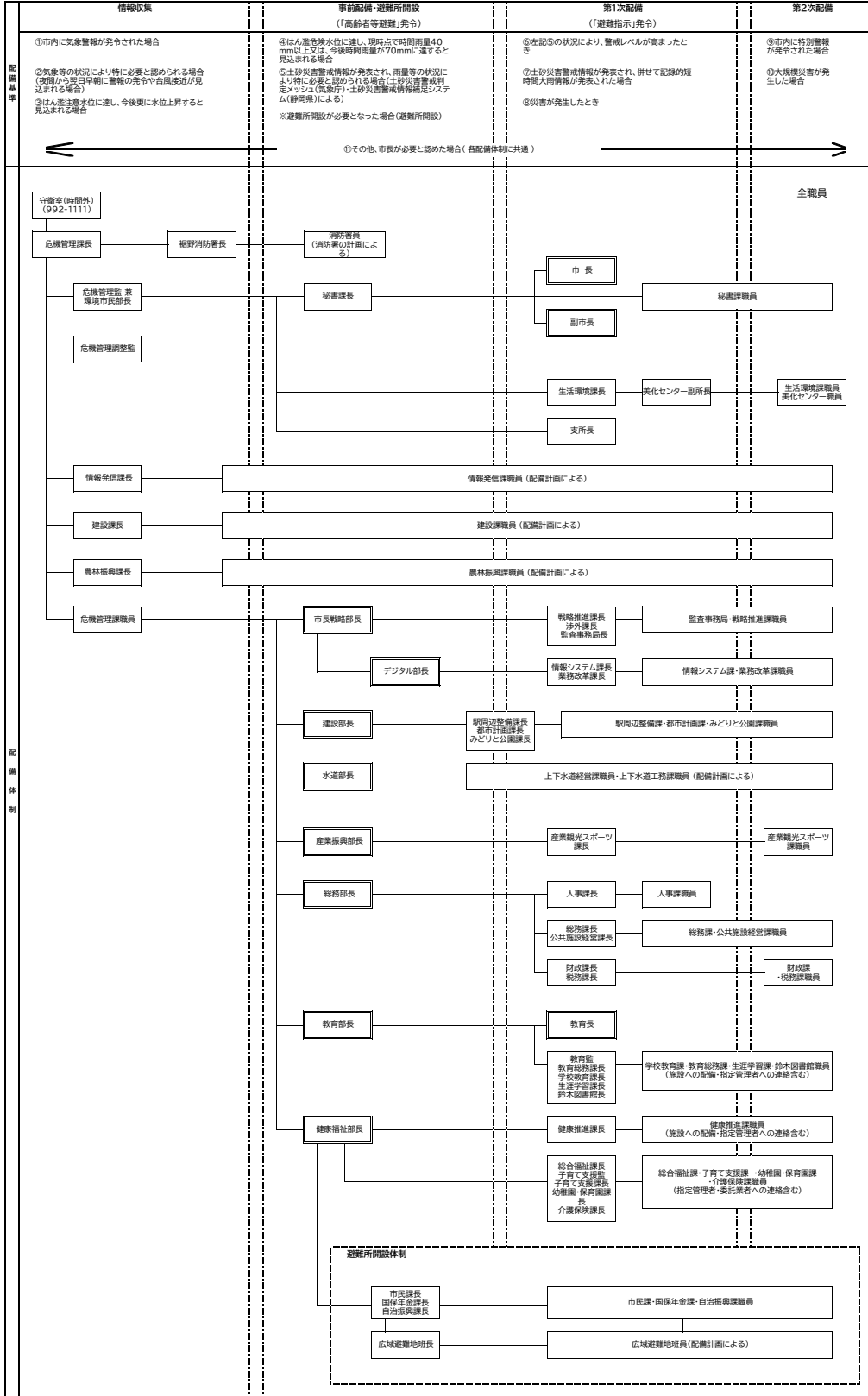
資料12 裾野市の水防配備基準

配備区分		配備基準	配備職員	態勢(場所)	主な活動内容	
市区分	県区分					
情報収集配備	第1次事前配備	静岡地方気象台から裾野市に大雨・洪水等注意報が発表されたとき	危機管理課は情報収集する。時間外においては自宅待機。	自席 自宅(時間外)	情報収集(気象情報、被害情報、交通状況、インフラ状況) 雨量・河川水位の観測・監視	
	第2次事前配備	静岡地方気象台から裾野市に大雨・洪水等警報が発令されたとき	少数の人員で、主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によってはただちに職員の招集、その他水防活動ができる体制とする。危機管理課・情報発信課・建設課・農林振興課	自席	情報収集・情報共有 雨量・河川水位の観測・監視 出勤職員の把握 県への報告 関係機関との連絡 市民への情報発信	
事前配備	第1次非常配備	・氾濫注意水位(警戒水位)に達し又はその恐れがある場合 ・具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき ・「高齢者等避難」発令時	情報収集体制での情報等により、災害発生のおそれがある場合で、各班における対策実施のための必要人員の動員を実施し、事態の推移によってはただちに第1次配備に係る対応ができる体制 水防本部長・副本部長 危機管理監・危機管理調整監・危機管理課・広域避難地班の指名された職員	危機管理課周辺	情報収集・情報共有 雨量・河川水位の観測・監視 情報集約整理し、状況により水防本部長に報告 関係機関との連絡 河川や危険個所の警戒・巡回 市民への情報伝達	
避難所開設体制		避難所開設の必要があると認められる場合		開設避難所	避難所開設 避難所の職員配備	
第1次配備	第2次非常配備	・水防活動を必要とする事態の発生が予想されるとき ・「避難指示」の発令時	水防活動並びに災害応急活動の初期活動ができる体制 上記に加え 水防本部(災害対策本	401会議室 (状況により1階フロアー)	統制部	総括・本部会議開催・関係機関との連絡
					情報部	情報収集・電話対応・市民への情報伝達
					現地対策部	避難所状況把握、避難所の職員配備

			部)班長及び配備指名されている職員		復旧対策部 被害状況把握、調査、通行規制、応急復旧 物資部 避難所への物資供給・配送 管理部 職員の動員調整、職員の給食・給水 教育対策部 学校及び教育施設の応急対応
第2次配備	第3次非常配備	水防本部において全職員の召集を決定した場合	完全な水防活動並びに災害応急活動に対応ができる体制 全職員	401会議室	災害対応の全活動
※		※ 水防本部の決定により、避難所を開設する場合、現地对策部広域避難地班員は、配備区分に関わらず出勤しなければならない。 ※ 上記区分以外にも、状況に応じて必要な職員の配備を要請する場合がある。 【その他の注意事項】 1 水防本部員、消防団員及び水防職員は、常に気象状況の変化に注意し、かつ、水防指令の命令が予測されるときは、出勤しなければならない。 ※ 2 全職員は、事前配備指令発令後は、できる限り不急の外出は避け、待機するとともに、常に居所を明確にしておくものとする。			

資料13 配備基準・配備体制

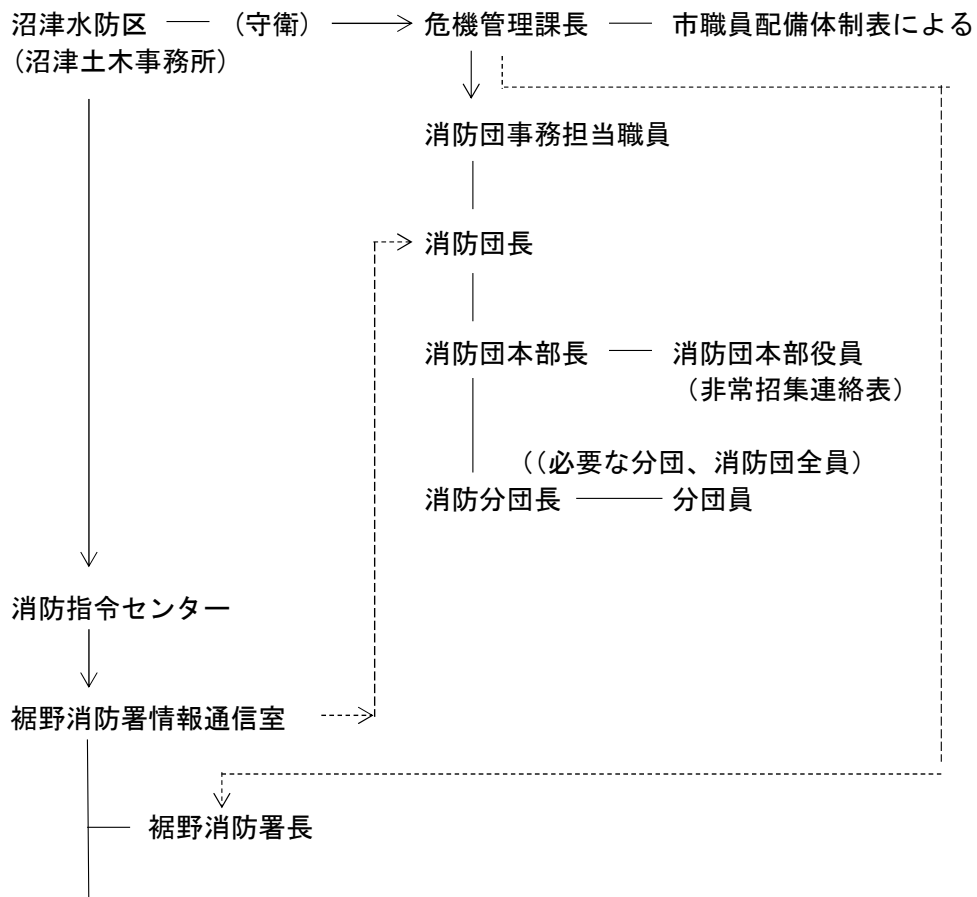
災害の度合いにより勤員を早期に召集する可能性がある



資料 14 河川水位設置箇所及び職員配備時期

河川名	設置箇所			水位	橋梁部河川断面		職員配備時期		備 考
	地区名	番号	設置場所		高さ	幅(上部)	第1次	第2次	
黄瀬川	石 脇	イ	生涯学習センター西側	水防団待機・はん濫注意水位	m	m	消防署	消防署	*職員の配備は、各河川の増水・上流部等の雨量状況により変更する。 *各2名の配備は、市職員の配備人員とする。
	石 脇	ロ	栄 橋	暫定水位	3.7m	33.0m		2名	
	佐 野	ハ	花 園 橋	水防団待機・はん濫注意水位	5.4m	44.2m	2名	2名	
	水 窪	ニ	新愛鷹橋	暫定水位	6.7m	50.0m		2名	
佐野川	須 山	ホ	田 向 橋	暫定水位	4.9m	9.0m		2名	
	下 和 田	ヘ	下和田橋	暫定水位	2.9m	14.8m		2名	
	今 里	ト	今里上橋	暫定水位	3.0m	17.5m		2名	
	葛山(田場沢)	チ	柳 橋	暫定水位	3.4m	22.0m		2名	
	千 福	リ	寿 橋	水防団待機・はん濫注意水位	6.3m	25.0m	2名	2名	
金沢川	金 沢	ヌ	上 川 橋	暫定水位	m	6.0m		2名	
用沢川	須 山	ル	久 保 橋	暫定水位	2.8m	6.3m		2名	
	須 山	ヲ	石窪沢橋	暫定水位	4.5m	8.1m		2名	
深良川	深 良	ワ	深良川橋	暫定水位	1.5m	7.7m		2名	
泉 川	公 文 名	カ	石舟橋上流	暫定水位	m	8.0m		2名	
	茶 畑	コ	舞 台 橋	暫定水位	1.7m	8.4m	2名	2名	
入田川	茶 畑	ク	入田川橋	暫定水位	1.5m	6.0m			
大場川	伊豆島田	ケ	富士見橋(市道)	暫定水位	m	16.4m		2名	
佐野川支流	今 里	ク	浄土院前河川	暫定水位	1.7m	2.5m		2名	
	葛山(田場沢)	ケ	新 川 橋	暫定水位	2.3m	7.5m		2名	

資料 15 消防機関非常召集連絡表



裾野消防署職員の配備については「富士山南東消防本部消防計画」による

資料16 消防団配備要領

区分	行動要領										
待機	<p>・消防団長は、第1次配備体制が指令された時は、団本部役員を水防本部(市役所本庁舎)に招集するとともに各分団に詰所への待機を指示する。</p> <p>・各分団は資材、機材及び器具の整備点検及び出動準備を整えるとともに、必要に応じ水防上重要な箇所の巡視等のため一部団員を出動させる。</p>										
出動	<p>消防団は次の状況となった場合に出動する。</p> <p>ア 水防本部長が消防団の出動を指令した時。</p> <p>イ 河川の水位が上昇し、出動の必要を認めた時。</p> <p>ウ 一時的な出水によって小規模な被害が発生した時、または被害の発生する恐れがあると予想される時は、分団長又は副分団長の判断により出動する。</p>										
警戒及び巡回等	<p>水害の危険が予想される箇所での水位の把握及び警戒・巡回を要する箇所は資料編資料1のとおりであり、この実施基準は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="550 869 1303 1312"> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 869 762 904"></td> <td data-bbox="762 869 1303 904"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 904 762 1016">水位の把握</td> <td data-bbox="762 904 1303 1016"> <p>主要な橋梁部における水位の把握は市職員が行なう。なお市職員が配備されない水位標示設置箇所については、自主防災会、分団等により巡回を行うものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1016 762 1093">警戒</td> <td data-bbox="762 1016 1303 1093"> <p>警戒箇所は、原則として分団員の配備で対応する。なお配備人員は1箇所2～3名とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1093 762 1205">巡回</td> <td data-bbox="762 1093 1303 1205"> <p>巡回は、警戒水位を越え、なお水位の上昇がみられる時又はその恐れがある時に行うものとし、各分団が対応する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1205 762 1312">危険箇所への派遣</td> <td data-bbox="762 1205 1303 1312"> <p>災害の発生もしくはそのおそれがある場合は、情報の収集及び災害防御活動の指導のため、市職員及び消防署員を現場へ派遣する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>			水位の把握	<p>主要な橋梁部における水位の把握は市職員が行なう。なお市職員が配備されない水位標示設置箇所については、自主防災会、分団等により巡回を行うものとする。</p>	警戒	<p>警戒箇所は、原則として分団員の配備で対応する。なお配備人員は1箇所2～3名とする。</p>	巡回	<p>巡回は、警戒水位を越え、なお水位の上昇がみられる時又はその恐れがある時に行うものとし、各分団が対応する。</p>	危険箇所への派遣	<p>災害の発生もしくはそのおそれがある場合は、情報の収集及び災害防御活動の指導のため、市職員及び消防署員を現場へ派遣する。</p>
水位の把握	<p>主要な橋梁部における水位の把握は市職員が行なう。なお市職員が配備されない水位標示設置箇所については、自主防災会、分団等により巡回を行うものとする。</p>										
警戒	<p>警戒箇所は、原則として分団員の配備で対応する。なお配備人員は1箇所2～3名とする。</p>										
巡回	<p>巡回は、警戒水位を越え、なお水位の上昇がみられる時又はその恐れがある時に行うものとし、各分団が対応する。</p>										
危険箇所への派遣	<p>災害の発生もしくはそのおそれがある場合は、情報の収集及び災害防御活動の指導のため、市職員及び消防署員を現場へ派遣する。</p>										
留意事項	<p>(1) 常に気象状況の変化に注意し、可能な限り不急の外出は避け、いつでも出動できるようにしておく。</p> <p>(2) 洪水及び氾濫時において、安全な避難場所への避難に時間がかかる場合は、消防団員自身の避難行動が取れないことが多い。従って、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。</p> <p>(3) 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時期にもよるが、およそ水位が最大の時又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生じる場合が多い(水位が最大水位の4分の3位に減少したときが最も危険)ため、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を厳に行う。</p>										

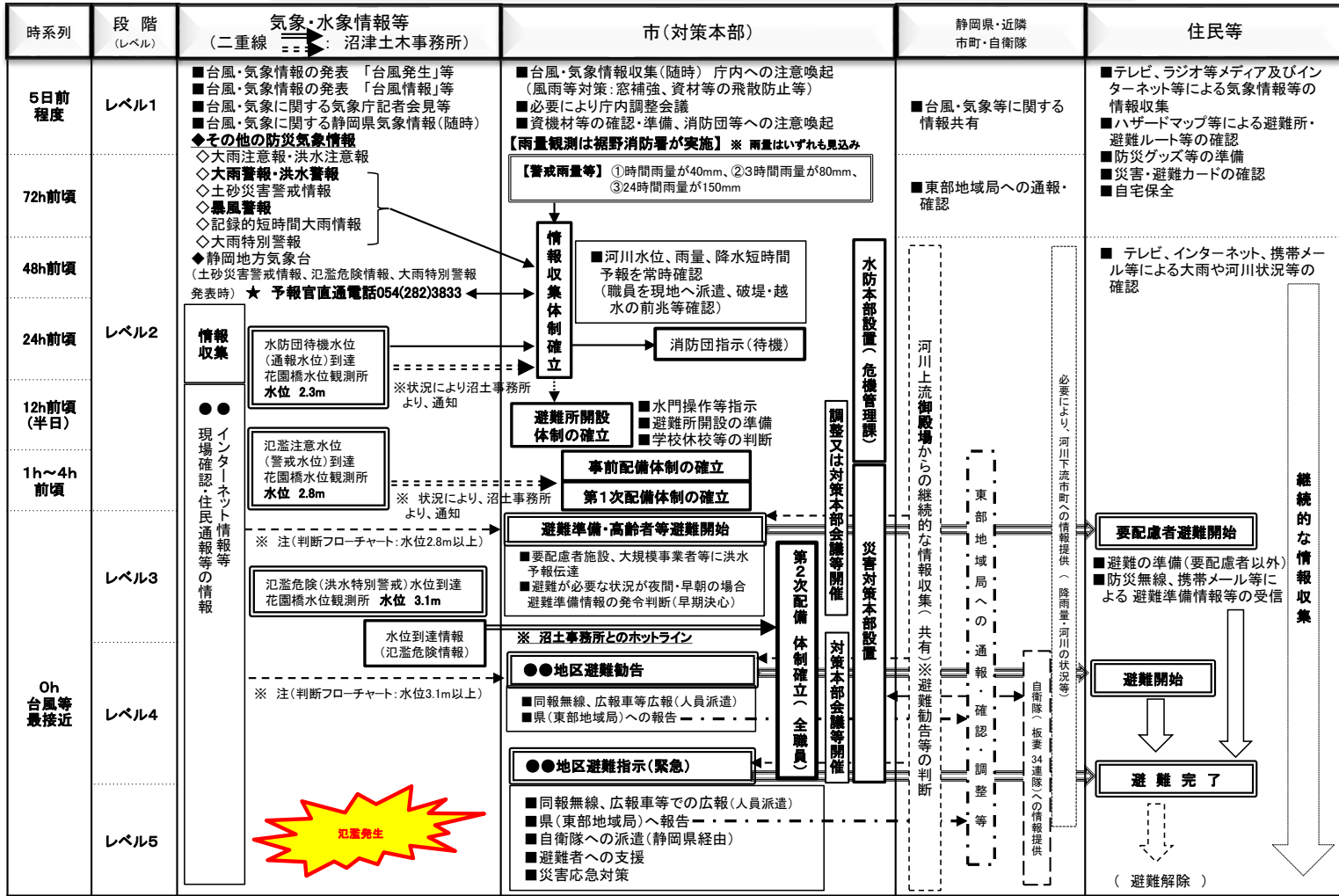
資料 17 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

No.	施設の名称	施設の住所	電話
1	いずみ幼稚園	稲荷 123-1	992-1683
2	西幼稚園	佐野 1470	992-5200
3	裾野ひかり幼稚園	佐野 171	993-2727
4	さくら保育園分園	佐野 798-2	993-7444
5	富岳南保育園	伊豆島田 806-12	993-1972
6	富岳キッズセンターあい	茶畑 938-1	995-1888
7	佐野かがやき保育園	佐野 1379-6	900-8506
8	アレンジメントケア裾野	御宿 2-1	997-3366
9	アイクラシエ裾野	佐野 1358-1	993-8822
10	ゆかりの郷	水窪 124-23	995-2525
11	すずなの風りんどう	二ツ屋 137-1	992-8888
12	あんしんホーム裾野	富沢 246-3	993-7188
13	グループホームふれあい裾野	石脇 495-2	994-0815
14	グループホームふれあい稲荷	稲荷 6-2	993-3939
15	グループホームふれあい佐野	佐野 49-4	939-7601
16	小規模多機能ホームふれあい佐野	佐野 49-4	939-7601
17	デイホーム 野の花 くね	久根 567-4	993-7107
18	機能訓練型デイサービス イースト・ワン	麦塚 40-9	941-7807
19	デイサービスゆかりの郷	水窪 124-23	995-2527
20	すみれデイサービス	二ツ屋 71-6	995-9990
21	老人福祉センター	石脇 524-1	992-5751
22	裾野赤十字病院	佐野 713	992-0008
23	さくら胃腸科・外科	御宿字宿頭 328-2	994-1008
24	高桑医院岩波診療所	岩波 92	997-0486
25	ごとうレディースクリニック	伊豆島田834-2	992-7111
26	障害者支援プラザ めだか	深良 804-6	992-7547
27	障害者支援プラザ こじか	深良 804-7	992-7547
28	障害者支援プラザ サポートセンターしゃきょう	深良 804-8	992-7548
29	裾野市社会福祉協議会	石脇 524-1	992-5750
30	みどりハイツ	石脇 256-6	993-0566
31	富岳裾野学園	石脇 207-1	995-4155
32	みどり作業所	石脇 208-1	993-7560
33	地域活動センターうぐいす	佐野 1362	993-1127
34	スバル製作所	公文名 91-2	928-5370
35	裾野市立西中学校	佐野 450	992-0157
36	共同生活援助 はるぞら	佐野710-1	957-1557
37	共同生活援助 なつぞら	佐野 1472-1	957-1557
38	ぼんぼん石脇こども園	石脇55-1	957-5543
39	アニマートゆうりんかん裾野	麦塚32-1	995-9251
40	おれんじキッズ&児童デイサービスアニマートゆめ NOVA	麦塚 32-1 2F	995-6799

41	ひかりのいえ	二ツ屋140-1	939-7881
42	あんさんぶる	深良1327-1	957-1557
43	裾野ベジファーム	平松603	993-7566
44	病児保育りんりん	佐野1471-1	993-0430

花園橋水位観測所

河川水害のタイムライン(黄瀬川) ★「水位周知河川」

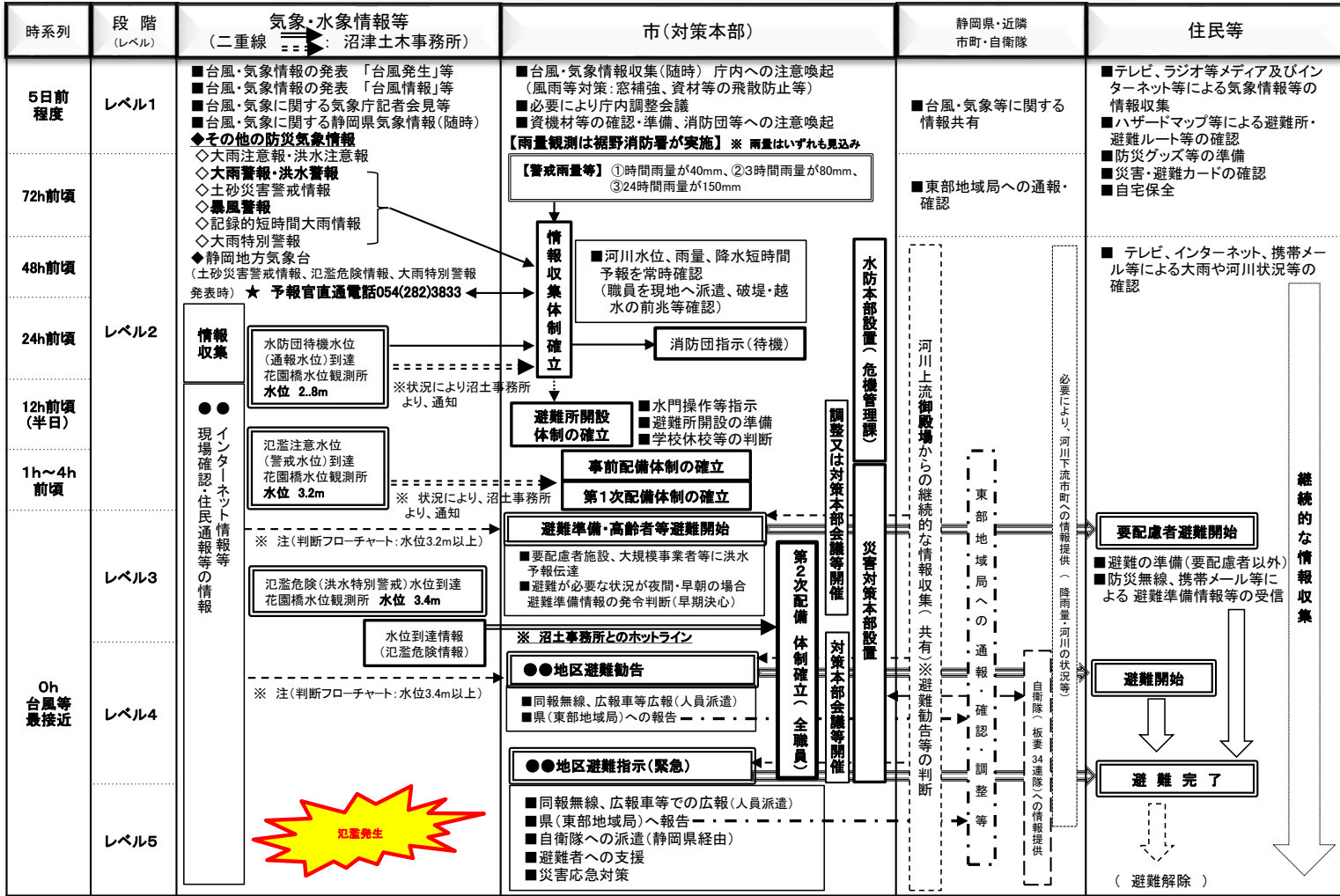


※注：各時点での水位の情報に加え、水位到達時点で、御殿場・裾野市の今後の1時間雨量が70mm又は現時点で1時間雨量40mm以上の降水量の有無で判断、細部は、「避難勧告 判断・伝達マニュアル」(水防)参照
◆本タイムラインは、台風の接近・上陸の状況(時間経過)を主体に作成している。(その他の水害に関しては、時系列をあてはめず、気象・水象情報、特に水位等を基準に準用する。)

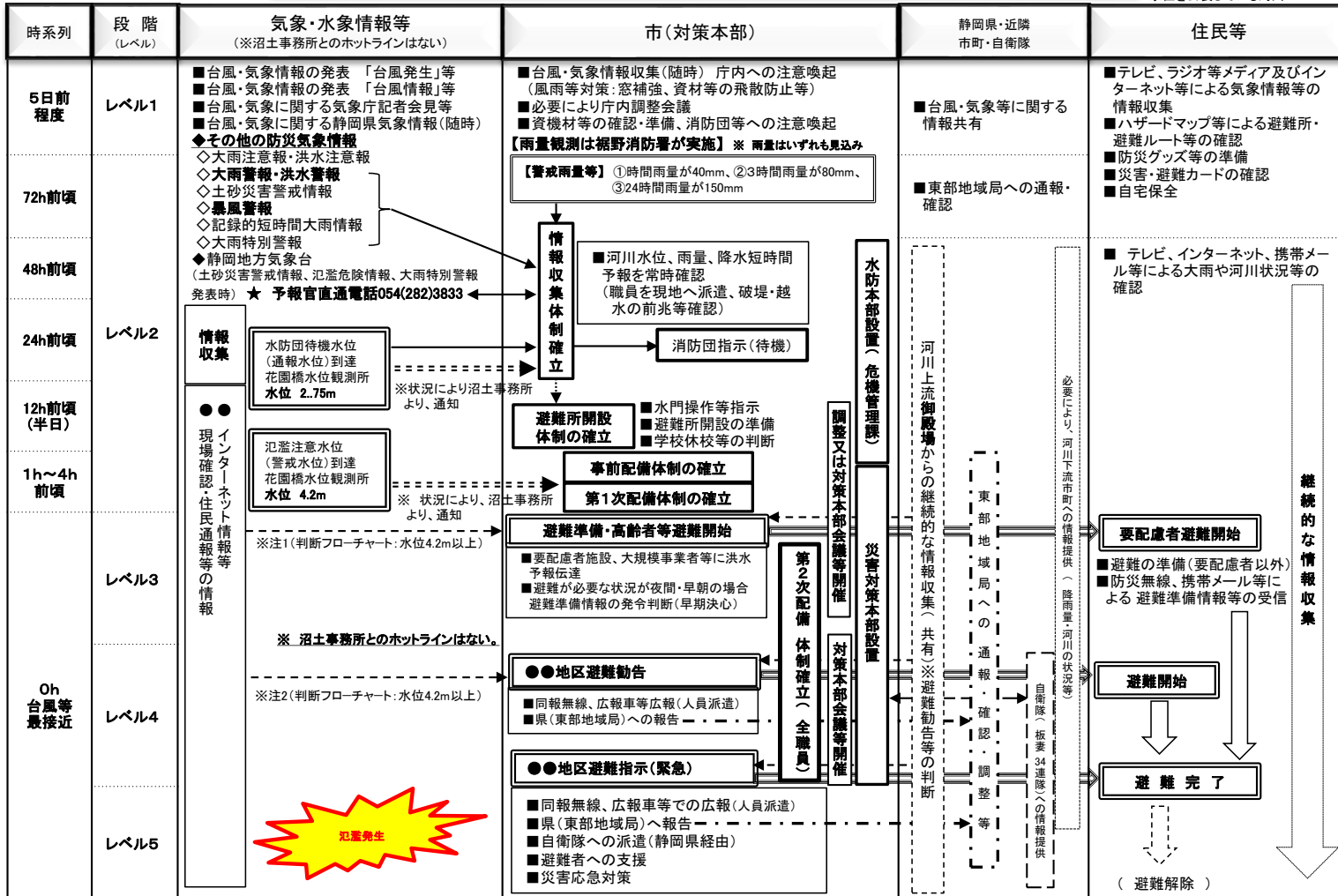
青木橋(三島)水位観測所

河川水害のタイムライン(大場川) ★「水位周知河川」

※ 大場川は、裾野市内に水位観測所がないため。



※ 注 : 各時点での水位の情報に加え、水位到達時点で、御殿場・裾野市の今後の1時間雨量が70mm又は現時点で1時間雨量40mm以上の降水量の有無で判断、細部は、「避難勧告 判断・伝達マニュアル」(水防)参照
◆ 本タイムラインは、台風の接近・上陸の状況(時間経過)を主体に作成している。(その他の水害に関しては、時系列をあてはめず、気象・水象情報、特に水位等を基準に準用する。)



※注1:警戒水位到達時点で、御殿場・裾野市の今後の1時間雨量が40mmの降水量の有無で判断、注2:職員派遣により、破堤・越水の前兆となる情報収集により判断、細部は、「避難勧告 判断・伝達マニュアル(水防)参照」
◆本タイムラインは、台風の接近・上陸の状況(時間経過)を主体に作成している。(その他の水害に関しては、時系列をあてはめず、気象・水象情報、特に水位等を基準に準用する。)

避難指示等の判断・伝達マニュアル（水防）

初版 平成23年4月1日

改訂 平成28年2月9日

内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成27年8月）」に基づく修正等及び水害・土砂災害を合本化して作成
令和3年5月25日

内閣府「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」に基づく
修正等

令和3年 5月 25日

裾野市役所

目 次

- 1 前 言
 - (1) マニュアルの目的
 - (2) マニュアルの枠組み
 - (3) マニュアル作成上の前提
- 2 情 報
 - (1) 全 般
 - (2) 情報の入手
 - (3) 情報の使用
- 3 避難指示等の発令判断基準
 - (1) 避難指示等の発令判断の基本的な考え方
 - (2) 黄瀬川・大場川・佐野川の避難指示等の発令判断
 - (3) 黄瀬川・大場川・佐野川以外の河川の避難指示等の発令判断
 - (4) 避難指示等の発令対象区域等
 - (5) 避難指示等の判断のための調査
- 4 土砂災害発生（予期を含む）避難指示等の発令判断基準
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 避難指示等の発令判断
 - (3) 避難指示等の発令対象区域
 - (4) 避難指示等の判断のための調査
- 5 避難指示等の伝達
 - (1) 避難指示等の伝達要領等
 - (2) 避難指示等伝達時の考慮事項
 - (3) 伝達文作成
- 6 その他
 - (1) 関係機関等及びその連絡先
 - (2) 巻末資料
 - ア I 「マニュアル作成上の細部前提」
 - イ II 「災害の前兆現象について」
 - ウ III 「情報システムで提供される防災気象情報等」
 - エ IV 「竜巻・雷・急な大雨への対応について」
 - オ V 「用語集」

1 前 言

(1) マニュアルの目的

裾野市の水防関係者が、日頃から、雨量観測所施設、河川水位観測箇所、土砂災害上警戒すべき区域・箇所、避難すべき区域及び重要水防箇所等をよく理解するとともに、水害・土砂災害の危険性が高まった際の【警戒レベル3】高齢者等避難の発令（以下「高齢者等避難」という）、【警戒レベル4】避難指示の発令（以下「避難指示」等という）、【警戒レベル5】緊急安全確保の発令（以下「緊急安全確保」）の判断基準を明確化・具体化することにより、適時・適切に判断し、市長に意見具申して、市民に対して迅速かつ的確な発表・発令を伝達し、円滑な避難を実現し得る体制を確立する。

(2) マニュアルの枠組み

ア 対象とする災害は浸水害及び土砂災害とする。

イ 水害において、主対象とする河川は、黄瀬川、大場川及び佐野川とする。

その他の中小河川、内水氾濫に対しては、基本的な対処法のみ記述する。

県は、黄瀬川・大場川を「水位周知河川」に指定しており、特別警戒（氾濫危険）水位等及び浸水想定区域図が明確化されている。

なお、黄瀬川の越水、破堤の可能性の高いポイントは、石脇付近等であるが、越水等の可能性を、約3km下流にある花園橋の水位で判断することに留意しなくてはならない。このため、最も危険な個所に対し監視員により判断することが必要である。

※平成27年度段階では、石脇（新柳端橋）下流にテレメータ水位計（基準水位無し）を沼津河川国道事務所が設置している。

ウ 記述の範囲は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保までの状況判断から伝達及び市指定避難所の開設までとし、避難誘導要領、警戒区域の設定（災害対策基本法第63条）に関する要領及び避難指示の解除条件、消防機関の出動（水防法第17条）要請は記述しない。

(3) マニュアル作成上の前提

ア 本マニュアルは、災害対策基本法第60条第1項及び国が示した「避難指示等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成27年8月改定）」、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改訂）」並びに、市の地域防災計画、水防計画に基づき作成

イ 本マニュアルは、今後の情報体制の整備状況、実際の避難行動等からの教訓に基づき必要に応じて見直すものとする。

ウ 巻末資料 I 「マニュアル作成上の細部前提」

2 情報

(1) 全般

避難指示等の発令の資を得るため、各種情報収集に努める。特に、「インターネット等による動的情報」と「人的動的情報」を継続的かつ客観的に入手し、情報の信頼度の向上に努め、適切な避難指示等の発令の資とする。

(2) 情報の入手

ア インターネット等による動的情報の入手

インターネット、テレビ等（国、県等の気象・防災情報）から、別紙第1-2「裾野市の水位・雨量の状況把握位置」における水位・雨量等を把握する。

雨量が不明な場合には、「雨量観測施設の連絡先」を利用して電話連絡により確認する。

(ア) 気象庁からの情報

洪水警報、記録的短時間大雨情報、XバンドMPレーダ雨量情報 等

(イ) 国土交通省からの情報

川の防災情報、市町村向け川の防災情報 等

(ウ) 県からの防災情報

静岡県土木総合防災情報（サイポスレーダ） 等

(エ) 裾野消防署からの情報（H28.4.1から電話による問合せとなる）

気象観測システム（平均風速、最大瞬間風速、時間雨量等）

※ 細部「巻末資料」参照

イ 人的動的情報

人を媒介する全ての情報源から電話・無線により水害の発生又は兆候に関する情報収集に努力する。

消防・消防団においては、別紙第2-6「裾野市における重要水防箇所と警戒等の担任」に基づき情報を入手する。

情報源

- ・職員、住民、自主防災会役員、消防・消防団、警察
- ・県危機管理課、県沼津土木事務所、沼津河川国道事務所、
- ・その他（公共交通機関等）

ウ 水位・雨量の状況把握

水位・雨量の情報は、インターネットを活用して把握することを基本とする。

別紙第1-1「黄瀬川・大場川・佐野川の各基準水位」（ページ 別-1）

別紙第1-2「裾野市の水位・雨量の状況把握位置」

別紙第1-3「河川水位及び降水記録表」

(3) 情報の使用

入手した情報は、避難指示等の判断の資とするとともに、関係者・機関で共有を図る。この際、各種協定締結組織への提供を考慮する。

別紙第1-4「情報の提供」

3 避難指示等の発令判断基準

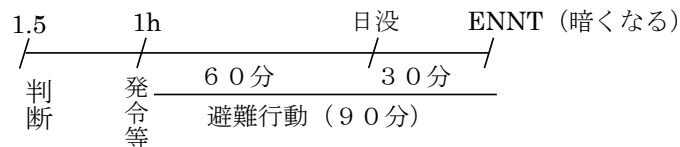
(1) 避難指示等の発令判断の基本的な考え方

- ア 別紙第2-1～3に示すフローに基づき判断する。
- イ インターネット等から得られる動的情報よりも、住民、職員、関係機関等から得られる人的動的情報を優先する。
- ウ ゲリラ豪雨のように極めて短い時間で局所的な大雨により発生する水害は、避難指示等の発令は困難であることが多いことから、避難指示等の発令対象とはせず、住民各人の判断で危険な場所から避難することを基本とする。
- エ 日没以降の住民の避難を避けるため、夜間に避難指示が予期される場合には、日没1時間前までに避難指示を先行して発令できるよう努力する。

日没後に避難指示の発令を予期する場合、過去の水害を考察すると、日没後に避難指示をし、住民が避難時に災害に巻き込まれ死亡に至ったということがあるため、日没時間の1.5時間前までに避難指示等の発令の是非判断に努める。

なお、台風の場合においては、裾野消防署から得た風速において、平均風速が25m以上になる可能性がある場合には、避難指示等を予定する地区が停電になる可能性、避難中に飛んできたトタン等による事故等のことを予期して、先行して避難指示等の発令を判断する。

- ※ 住民の避難に要する時間を90分、市長の決心から伝達文の住民への連絡完了までに要する時間を30分、日没からENNT（本当に暗くなる時刻）まで約30分と見積もっている。



(2) 黄瀬川・大場川・佐野川の避難指示等の発令判断

ア 高齢者等避難の発令判断

次の何れか1つに該当する場合、発令を判断する。

- 黄瀬川・大場川・佐野川の水位計において警戒水位に到達し、かつ、水位予測によって引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合。
- 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合
- 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で判断）

イ 避難指示の発令判断

次の何れか1つに該当する場合、発令を判断する。

- 黄瀬川・大場川・佐野川の水位が氾濫危険水位に到達した場合。
- 黄瀬川・大場川・佐野川の水位が氾濫危険水位に到達していないものの水位計の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合
- 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合
- 警戒レベル4避難指示の発令必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で判断）
- 警戒レベル4避難指示の発令必要となるような強い降雨を伴う台風等が立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報後速やかに発令）

ウ 緊急安全確保の発令判断

(1) 緊急安全確保の発令判断の基本的な考え方

「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられる。ただし、必ず発令しなければならないわけではない。

(2) 緊急安全確保の発令判断

- ア 黄瀬川・大場川・佐野川の水位が氾濫開始相当水位に達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は後背地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）
- イ 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
- ウ 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合
- エ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

別紙第2-1「黄瀬川・大場川の水害避難指示発令の是非判断」（ページ別-7）

別紙第2-2「佐野川の水害避難指示発令の是非判断」（ページ別-8）

別紙第2-3「避難すべき区域（避難対象区域）の判断」（ページ別-9）

(3) 黄瀬川・大場川、佐野川以外の河川の避難指示等の発令判断

ア 小河川、都市下水道等による浸水や下水道からの溢水による内水氾濫については、屋内の安全な場所で退避すれば命を脅かされることはほとんど無いため事前の避難指示検討河川とはしない。（※土砂災害発生に対する避難指示等検討と区分）

イ 黄瀬川・大場川、佐野川以外の河川の氾濫及び内水氾濫が発生した場合には、浸水域、浸水深、流速から総合的に検討して避難指示等の発令を判断する。

この際、垂直避難（建物の2階以上に避難）することを推奨する。

（小河川、下水道等による浸水や下水道からの溢水による内水氾濫については、

屋内の安全な場所で退避すれば命を脅かされることはほとんど無いため)

(4) 避難指示等の発令対象区域等

ア 避難指示等の発令対象区域

別紙第2-4「避難対象区域と危険個所等（浸水予想区域）」（ページ別-10）

（「裾野市 黄瀬川・大場川洪水ハザードマップ」表示地域）

イ 河川増水、道路冠水等による市道等の通行止め

各種情報により、歩行者、車両の安全通行に支障をきたすと判断した場合通行止めの処置を行う。この際、飴屋ガード通行止めは県の了承を得る。

別紙第2-5「通行止め予定箇所」

(5) 避難指示等の発令判断のための調査

ア 必要に応じ職員を派遣し避難指示等に資する調査を行う。

イ 監視区域の重点

必要に応じ職員により河川を監視する。この際、住民からの河川災害の前兆に関する情報があつた区域を優先させる。

別紙第2-6「裾野市における重要水防箇所と警戒等の担任」（ページ別-12）

ウ 職員による巡視・点検

職員を現場に派遣する場合に、「巡視点検リスト（水害）」を携行させ、点検・報告を求める。

別紙第2-7「巡視点検リスト（水害）」

エ 職員を派遣する場合の安全管理上の徹底事項（市役所出発前に指導）

- 黄瀬川・大場川、佐野川の水位等を監視する場合には、遠方から観察する。
- 無線通信を常に確保する。
- ライフジャケットを装着する。
- 2名以上で行動する。
- 安全確保のためのロープを携行する。
- 夜間や激しい降雨時に派遣する場合には、特に安全管理に留意する。道路冠水地域内の車両運行、浸水域内の車両通行は禁止とし下車し、徒歩で行動する。また、安全確保のため、身体に安全ロープを使用する。
- 指示された以外の行動をするときには、本部の許可を取る。
（何のために、誰が、何処で、何をする等について説明する。）

4 土砂災害発生（予期を含む）避難指示等の発令判断基準

(1) 基本的な考え方

ア 3段階で判断する

(ア) 第1段階：気象警報発表前（注意報発表、台風の接近）

(イ) 第2段階：気象警報発表後

(ウ) 第3段階：避難指示発令後、更に立ち退き避難を促す場合

イ 別紙第3-1に示すフローに基づき判断する。

ウ インターネット等から得られる動的情報により危険がないと判断していても、住民、職員、関係機関等から得られる人的動的情報を優先して避難指示等の発令を判断する。

エ 土砂災害警戒情報補足情報配信システムによる判断

県から配信される土砂災害警戒情報補足情報配信システム等からの情報により、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合に避難指示等の発令を判断する。

(2) 避難指示等の発令判断

ア 高齢者等避難の発令判断

次の何れか1つに該当する場合、発令を判断する。

- 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険分布が「警戒（赤）」となった場合
- 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準に到達」する場合（裾野市：規制路線無し平成28年1月現在）
- 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想された場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など（夕刻時点で発令）

イ 避難指示の発令判断

次の何れか1つに該当する場合、発令を判断する。

- 土砂災害警戒情報が発表された場合
- 土砂災害の危険分布で「非常に危険（うす紫）」となった場合
- 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

- 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
- ウ 緊急安全確保の発令判断
 - 次の何れか1つに該当する場合、発令を判断する。ただし、必ず発令しなければならぬわけではない。
 - 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合
 - 土砂災害の発生が確認された場合

別紙第3-1 「土砂災害の避難指示等発令の是非判断」（ページ別-14）

(3) 避難指示等の発令対象区域

箱根山沿い（深良地区、東地区）、又は、愛鷹山沿い（須山地区、富岡地区、西地区）あるいは、市全域の3区分での発令を基本とし、避難対象者は土砂災害警戒（特別警戒）区域を対象とする。

状況により、住民からの兆候に関する情報があつた区域も対象とする。

別紙第3-2 「避難対象区域と危険箇所等（土石流・急傾斜）」

（ページ別-15~17）

(4) 避難指示等の判断のための調査

ア インターネット等による間接調査を基本とし、現地調査は必要不可欠な場合とする。

イ 監視区域の重点

別紙第3-2 「避難対象区域と危険箇所等（土石流・急傾斜地）」

ウ 職員による巡視・点検

職員を現場に派遣する場合に、「巡視点検リスト（土砂災害）」を携行させ、点検させ報告を求める。

別紙第3-3 「巡視点検リスト（土砂災害）」

エ 職員を派遣する場合の安全管理上の徹底事項（市役所出発前に指導）

- 監視する場合には、遠方から観察する。
- 無線通信を常に確保する。
- 2名以上で行動する。
- 現場で兆候を発見した場合においては、土砂災害で影響を及ぼす区域に住んでいる住民に自主避難を促すととともに本部に連絡する。（拡声器の携行）

5 避難指示等の伝達

(1) 避難指示等の伝達要領等

避難指示等発令が決定（市長に意見具申し、市長が決定）したのちは、災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）に基づき、裾野市同報無線、消防、職員による広報車、庁内ネットワーク、裾野市まもメール等により速やかに住民に連絡する。

この際、災害時要配慮者及び保育園・幼稚園に対しては健康福祉部を通じ、小・中・高校に対しては教育部を通じて実施する。

別紙第4-1 「避難指示等の伝達担任」（ページ別-19）

(2) 避難指示等伝達時の考慮事項

災害時要配慮者等の避難に要する時間は、大なので、健康福祉部社会福祉課への情報提供は、早めに行う。

（民生委員、区長等への連絡時間の余裕の確保）

(3) 伝達文作成

現状、避難指示・指示等の理由、避難すべき区域（避難対象区域）市が指定している避難場所（緊急避難場所）その他注意事項等を記載する。

別紙第4-2 「避難指示等の伝達文例」

6 その他

(1) 関係機関等及びその連絡先

別紙第6 「関係機関等の連絡先」

(2) 巻末資料

- ア I 「マニュアル作成上の細部前提」
- イ II 「災害の前兆現象について」
- ウ III 「情報システムで提供される防災気象情報等」
- エ IV 「竜巻・雷・急な大雨への対応について」
- オ V 「用語集」

様式編

様式 第1号

一般情報受付表

受付番号	受付時間	本部長	危機管理監	統制班長	統制班員	受付
	時 分					
担 当 部				担当部長	担当副部長	担当部員
統制・情報・現地対策・管理・復旧対策 物資・教育対策・消防・消防団・支部						

件 名						
発信者			受信者			
受付時間	受信・発信	月	日	時	分	
媒 体	無線	電話	口頭	テレビ	ラジオ	その他
内 容						
対応措置						

様式 第2号

災害情報受付表

自主防災会・施設名 _____

災害の種類	人・建物・道路・河川・ブロック・石塀・農地・山林・その他
いつ	月 日 時 分
どこで	
誰が(何が) 何人(数量)	
何により(原因)	
どうした(結果)	
対応措置	
市本部へ 要請する事項	
現場確認者	

発見者		
報告者		
市職員収集者		
市本部 の 対応 措置	第1対応	
	第2対応	

様式 第3号

河川水位記録簿

異常気象名 () (年 月 日 ~ 年 月 日)

警

警報水位

通

通報水位

<p>(寿 橋)</p> <p>()</p>	<p>(生涯学習センター裏)</p> <p>()</p>	<p>(花 園 橋)</p> <p>()</p>
<p>内 容 (時間・報告者等)</p>		

様式 第4号

河川水位表

区分	黄瀬川				佐野川				
場所	生涯学習センター西側	栄橋	花園橋	愛鷹橋	田向橋	下和田橋	今里上橋	柳橋	寿橋
無線番号									
時間及び水位									
区分	金沢川	用沢川		深良川	泉川		入田川	佐野川支流	
場所	金沢	須山	石窪橋	深良川橋	石舟橋上流	舞台橋	茶畑	浄土院前(今里)	新川橋(田場沢)
無線番号									
時間及び水位									

様式 第7号

災害発生状況調書

番号	受信時間	被災地	被害の状況	出動者名	対応状況

様式 第8号

被害報告受信簿

供覧						
被害報告受信簿					整理 検印 報告	
(裾野市 第 報) 月 日 時 分現在						
発信者		市 支 部 機 関		受信者	受信時刻	月 日 時 分
災害発生の日時						
災害発生の場所						
災害対策本部 設置状況		開設 月 日 時 分			廃止 月 日 時 分	

様式 第9号

年 月 日

自衛隊派遣要請書

静岡県知事 様

裾野市長

時 分、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請します。

区 分	内 容
災害の状況	
要請責任者職氏名	裾野市危機管理監(環境市民部長) TEL 992-1111
派遣を希望する期間	年 月 日から 年 月 日までの 日間
派遣希望区域及び活動内容	
その他参考事項	

県様式 8

水防管理団体水防活動実施報告書

年 月 日

水防管理団体名 _____

作成責任者名 _____

出水の概要	川 警戒水位 m									
	雨量 mm									
水防実施箇所	川 左岸 地先 m									
日時	自 月 日 時		至 月 日 時							
出動人員 (内女性人数)	水防団員	消防団員	その他	合計						
	人 (0 人)	人 (0 人)	人 (0 人)	0 人 (0 人)						
水防作業の概要および工法	工法 箇所 m									
水防の成果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他		
	m	m ²	m ²	戸	m	m	人			
費用										
使用資材	合計									
	かます、俵									
	万年、土俵									
	なわ									
	丸太									
その他										
水防団員 消防団員の 出動状況	県の 応援状況									
その他の 出動状況	立ち退きの 状況及び それを指示 した事由									
居住者の 出動状況	水防関係者 の死傷									
雨量水位 の状況	水防功労者の 氏名年齢所属 及びその 功績概要									
公用負担 の内容										
他の団体 の 応援状況	水防活動に関 する反省点									
警察官の 応援状況	備考									

- (注) 1 水防を行った箇所ごとに作成すること。
 2 氾濫箇所図(1/5,000以上)を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。
 3 水防管理団体は、箇所ごとの報告書の集計表及び氾濫箇所図(1/5,000以上)を添付する。
 4 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。

別紙様式

水防活動実施報告書

自 年 月
至 年 月

沼津水防区 担当者 裾野市 課 電話

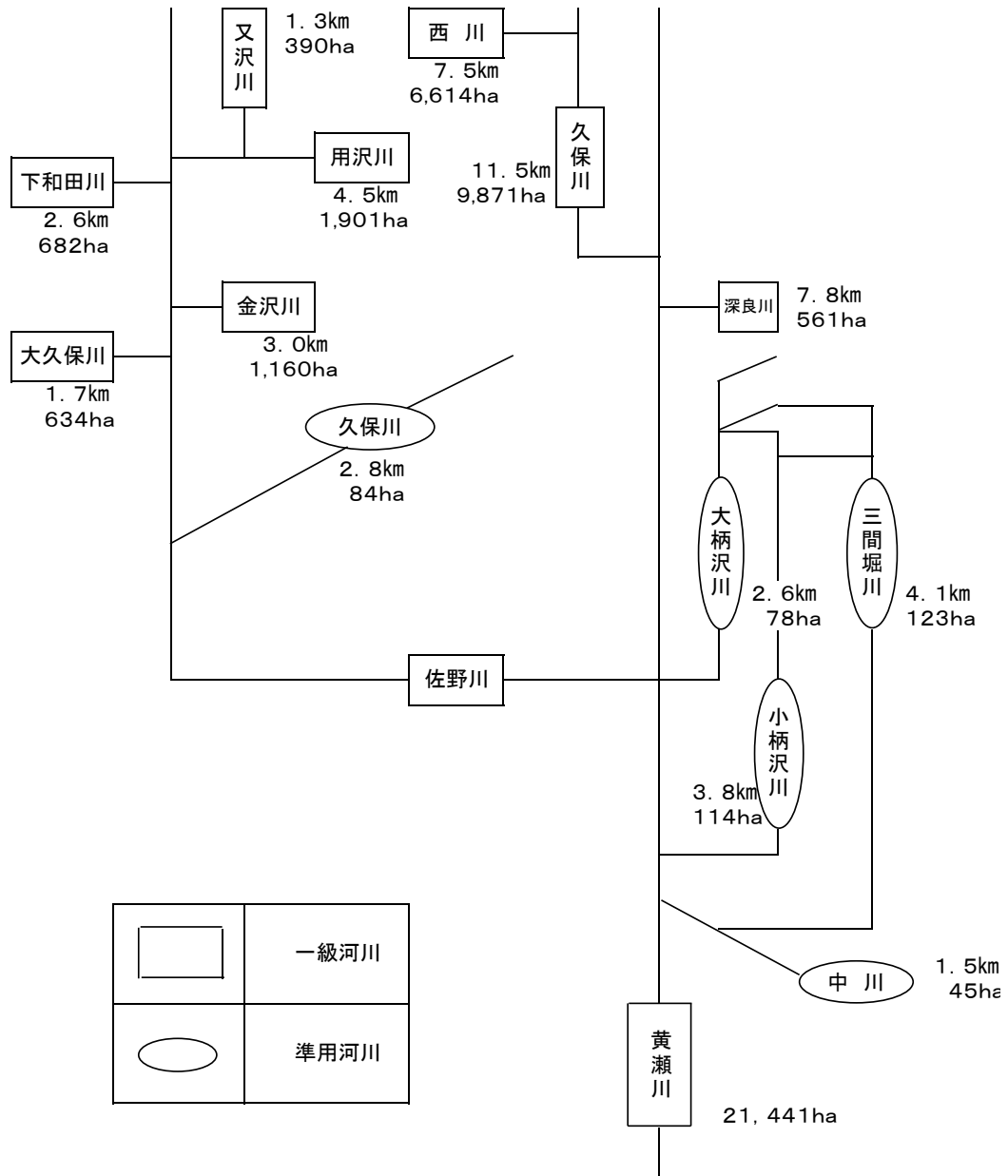
区 分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備 考
	団体数	活動延員 人	主要資材 円	その他資材 円	計 円	団体数	使用資材費		
							主要資材	その他資材	
県(都道府)分 前回迄	—	—				—			
月 分	—	—			0	—			
月 分	—	—			0	—			
月 分	—	—			0	—			
月 分	—	—			0	—			
月 分	—	—			0	—			
月 分	—	—			0	—			
小 計	—	—	0	0	0	—			
累 計	—	—	0	0	0	—			
水防管理団体分 前回迄						—			
月 分	()				0	—			
月 分	()				0	—			
月 分	()				0	—			
月 分	()				0	—			
月 分	()				0	—			
月 分	()				0	—			
小 計	0 (0)	0	0	0	0	—			
累 計	0 (0)	0	0	0	0	0	円	円	円

(作成要領)

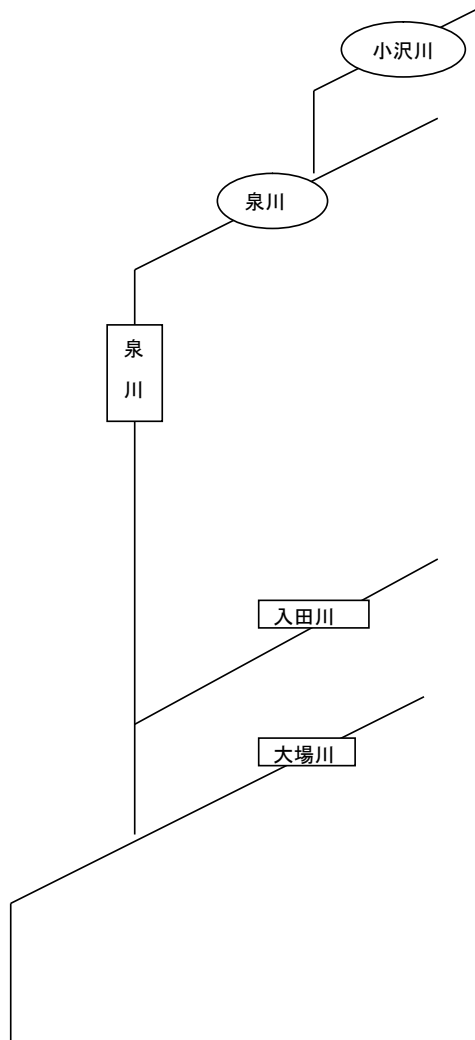
- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

参 考 編

参考1 一級河川黄瀬川水系図



参考2 一級河川大場川水系図



参考3 河川一覧表

区分	水系	河川名	起 点	終 点	延 長	支川流域面積	自己流域面積	流域面積合計
一 級	狩 野 川	黄 瀬 川	左岸 御殿場市ぐみ沢字丸田1207番の2地先 右岸 御殿場市川島田字北下855番の2地先	狩野川への合流点	全 長 29,950m 市内長 8,600m	20,848ha	6,645ha	27,493ha
		佐 野 川	裾野市須山字大沢入ノ沢堂ケ尾五本地沢入 2311番の1地先の砂防堰堤	黄瀬川への合流点	全 長 14,250m	4,377ha	3,488ha	7,865ha
		裾野大久保川	左岸 裾野市葛山字カヤノ木久保278番の1地先 右岸 裾野市葛山字根木畑226番の1地先	佐野川への合流点	全 長 1,700m		634ha	634ha
		金 沢 川	裾野市今里字木の根坂1580番地先の貯砂堰堤	佐野川への合流点	全 長 3,000m		1,160ha	1,160ha
		用 沢 川	左岸 裾野市須山字内野の内用沢川1932番地先 右岸 裾野市須山字大坂1944番の1地先	佐野川への合流点	全 長 4,500m	390ha	1,511ha	1,901ha
		又 沢 川	左岸 裾野市須山字大野3081番地先 右岸 裾野市須山字大野3082番地先	用沢川への合流点	全 長 1,300m		390ha	390ha
		下和田川	裾野市下和田字内平725番地先の町道橋	佐野川への合流点	全 長 2,600m		682ha	682ha
		深 良 川	裾野市深良字穴口下4222番の1地先の隧道下流端	黄瀬川への合流点	全 長 7,800m		561ha	561ha
		大 場 川	滝沢の合流点	黄瀬川への合流点	全 長 17,650m 市内長 5,750m	6,198ha	2,545ha	8,743ha
		梅の木沢川	裾野市富沢字平橋570番の1地先の東名高速道路橋	黄瀬川への合流点	全 長 2,000m 市内長 750m			
		泉 川	裾野市深良字恋池向3680番の1地先の町道橋	大場川への合流点	全 長 4,500m			
入 田 川	左岸 裾野市茶畑字大入1365番の4地先 右岸 裾野市茶畑字鑑沢2020番の2地先	泉川への合流点	全 長 1,500m					

区分	水系	河川名	起 点	終 点	延 長	支川流域面積	自己流域面積	流域面積合計
準用	狩野川	大柄沢川	左岸 裾野市深良字遠道原上588番地先 右岸 裾野市深良字寺田545番の1地先	一級河川黄瀬川への合流点	全長 2,600m			78ha
		小柄沢川	左岸 裾野市深良字震橋124番の2地先 右岸 裾野市深良字震橋120番の1地先	一級河川黄瀬川への合流点	全長 3,800m			114ha
		三間堀川	左岸 裾野市深良字震橋119番地先 右岸 裾野市深良字震橋124番の2地先	中川への合流点	全長 4,100m			123ha
		久保川	左岸 裾野市上ヶ田字待合田16番の1地先 右岸 裾野市御宿字坂口863番地先	一級河川佐野川への合流点	全長 2,800m			84ha
		中川	左岸 裾野市伊豆島田字堰所650番の1地先 右岸 裾野市水窪字道場山229番の1地先	一級河川大場川への合流点	全長 1,500m			45ha
		泉川	左岸 裾野市深良字香柿畑3758番の13地先 右岸 裾野市深良字道城平3708番の9地先	一級河川泉川の起点	全長 1,130m			
		小沢川	裾野市深良字道城平3646番の1地先	裾野市深良字道城平3708番の9地先	全長 90m			

参考4 応急復旧工事等に関する協定書

応急復旧工事等に関する協定書

裾野市長 大橋俊二(以下「甲」という。)と 裾野市建設業協会 会長 渡辺康一(以下「乙」という。)の間に大規模な地震及び風水害等による災害(以下「大災害」という。)の予防活動、応急復旧工事及び救助作業(以下「応急復旧等」という。)に関し、次のとおり協定する。

(要 請)

第1 甲は、大災害の応急復旧等を行う必要があると認める時は、乙に対して応急復旧 等を要請することができる。

(応急復旧の内容)

第2 要請する応急復旧等の内容は次のとおりとする。

- (1)市内の道路及び河川の予防活動
- (2)市内の道路及び河川の応急復旧
- (3)土石流に埋没した被災者の救助活動
- (4)資機材の貸与
- (5)その他甲が指示する事項

(要請の方法)

第3 応急復旧等の要請は、文書をもって行うものとする。ただし文書をもって要請す るいとまがないときは、口頭で要請しその後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の要請(建設部土木課長)を確認するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4 応急復旧等の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を第3の2に掲げる者に連絡するものとする。

(応急復旧等の費用)

第5 応急復旧等の費用は実費弁償とし、災害救助法施行令第11条に定める範囲内において、甲乙協議して定める。

(応急復旧等の報告)

第6 乙は応急復旧等の結果を文書により報告する。

(協 議)

第7 この協定の定めのない事項についてはそのつど甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第8 この協定は、平成 8年 7月 1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 8年 7月 1日

甲 裾野市佐野1059番地

裾野市長 大橋 俊二

乙 裾野市深良744番地

裾野市建設業協会
会 長 渡辺 康一

参考5 応急復旧工事等協定先一覧

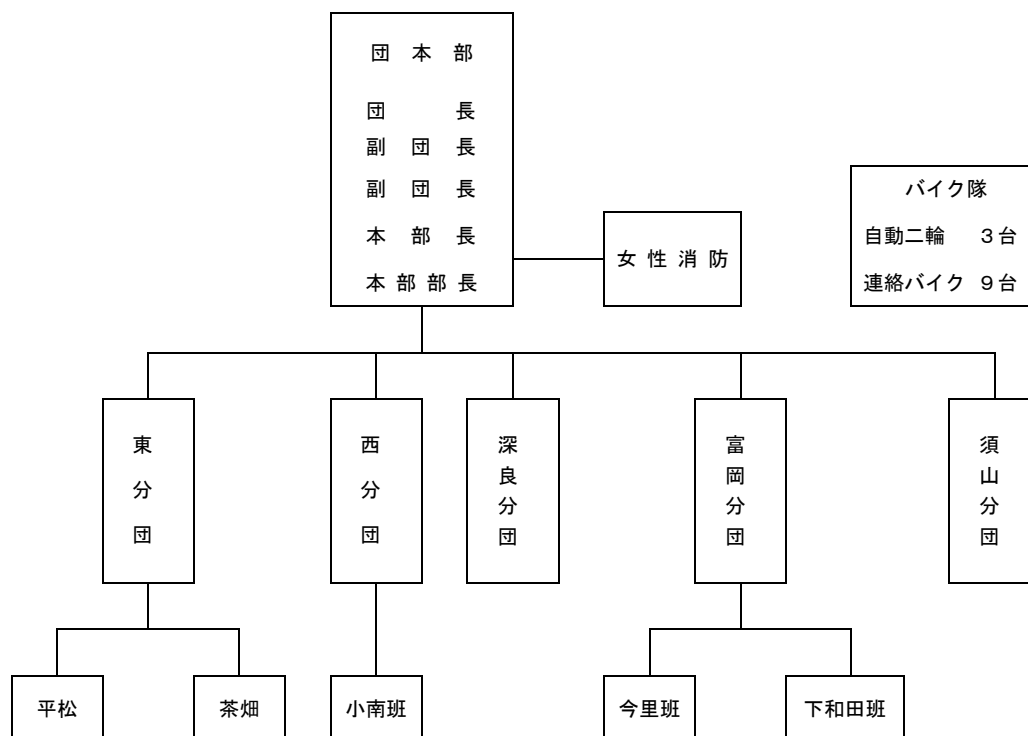
名 称	住 所	電話番号	FAX番号
渡辺建設(株)	富沢394-1	992-0030	993-4250
真田建設(株)	下和田644-5	997-1337	997-1689
(有)南麓建設	須山2292	998-0079	998-2364
小林道路(株)	沼津市大岡3343-1	921-8439	923-1739
渡邊工業(株)	深良744	993-7575	993-7744
(株)NIPPO静岡東部出張所	今里427	997-1543	997-1502
(有)秋山土建	千福443-3	992-0166	994-1322
大有建設(株)静岡支店	沼津市高319-306	926-1015	926-1017
富士急建設(株)静岡支店	須山2255-1662	998-1203	998-1204
井出建設工業(株)	佐野1452-2	993-7070	993-7071
(株)河西建設	長泉町東野50-7	986-2720	986-3661
(株)建通新聞社	沼津市平町18-20	962-5167	951-6965

令和6年1月現在

参考 6 水防資材取扱い業者一覧表

業者名	住 所	電話番号	水防資材名
(有)寿屋金物店	平松519-14	993-0221	土のう袋、金物類、杭類、縄、こも類、砂
(有)田中屋商店	佐野1067	992-0114	土のう袋、金物類、杭類、縄、こも類、砂
(有)三島建材土木	石脇78-1	993-2300	土のう袋、砂
丸一商店	佐野1082-6	993-1008	土のう袋、砂

参考 7 消防団組織



東分団 普通消防自動車2台、可搬ポンプ2台 (52名)

西分団 普通消防自動車1台、可搬ポンプ積載車1台 (46名)

深良分団 普通消防自動車1台、可搬ポンプ1台 (30名)

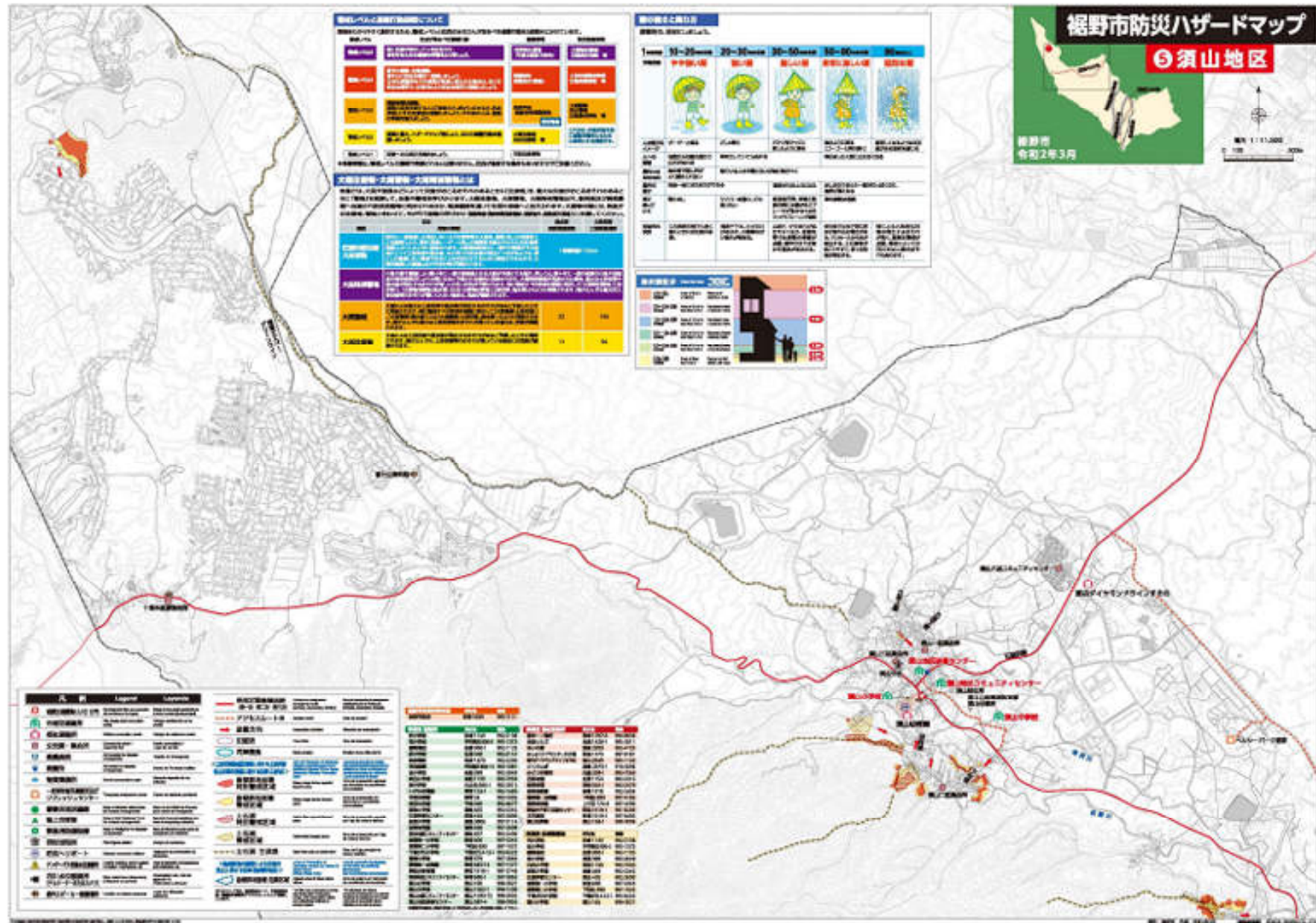
富岡分団 普通消防自動車1台、可搬ポンプ積載車2台 (48名)

須山分団 普通消防自動車1台、可搬ポンプ1台 (30名)

※ 団本部は災害の種類、規模及びその他必要に応じて内部編成する。
女性消防は、非常災害の場合は、後方支援活動を行う。

参考 8 消防団分団管轄一覽

名 称	所 在	管 轄 区 域
団 本 部	石脇 515	市内全域
東 分 団	平松 531-2 茶畑 593-11	平松・麦塚・久根・公文名・稲荷・ 茶畑
西 分 団	佐野 1438-4 伊豆島田 839-2	佐野・石脇・大畑・桃園・富沢・ 二ツ屋・堰原・水窪・伊豆島田
深 良 分 団	深良 659-3	深良・岩波
富 岡 分 団	御宿 614-1 今里 806 下和田 1036-3	御宿・千福・上ヶ田・葛山・金沢・ 今里・下和田・千福が丘・呼子
須 山 分 団	須山 572-8	須山



洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

～黄瀬川・大場川からの洪水氾濫について～

裾野市防災ハザードマップ（令和2年3月発行）に掲載されている洪水浸水想定区域図（以下、「図」という）については、黄瀬川・大場川からの洪水氾濫による想定のみであることから、これ以外の河川からの洪水氾濫や農業水路、下水及び低地に溜まる内水等は考慮されません。このため、着色の無い箇所が安全であることを示すものではありません。

【基本情報】

○指定年月日 平成31年3月29日

○指定の前提となる降雨 想定し得る最大規模の降雨

黄瀬川流域の48時間の総雨量 852mm

大場川流域の48時間の総雨量 844mm

【地形（標高データ）】

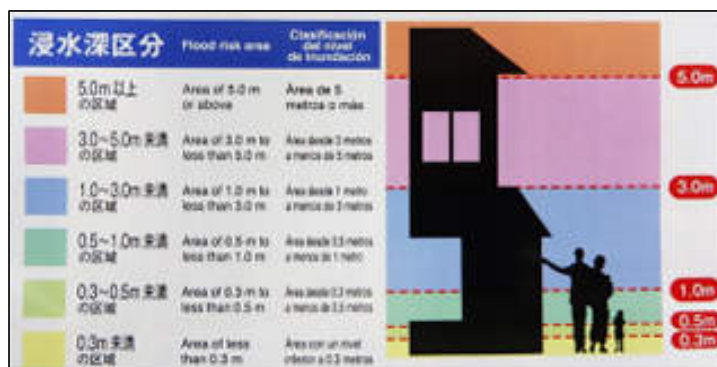
この図における地形（標高データ）は、指定時点の「基盤地図情報 5m メッシュ（国土地理院）」をもとに作成されています。この「基盤地図情報 5m メッシュ（国土地理院）」は、航空レーザ測量（LP 測量）による数値標高モデルを使用して作成されており、これは測量時点の東京湾の平均海面を0として航空機から0.2秒間隔で測定した値をその地点の地番高とするものです。

【浸水深】

この図は、想定し得る最大規模の降雨により破堤又は溢水（いっすい）した場合に、その氾濫水により浸水が想定される区域と、浸水した場合に想定される水深を表示しています。

裾野市防災ハザードマップでは、下図のとおり、6区分で表現しております。

各地点の浸水深を調べたい場合には、静岡県地理情報システムにて検索することが可能です。



【計算条件】

- ①この図は、指定時点の各河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により各河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- ②対象とする河川の河口や本川との合流点より上流において、一定の条件で破堤させたときの氾濫解析結果を基に作成したものです。
- ③氾濫計算は、対象区間をおよそ25m間隔の格子（計算メッシュという）に分割して、これを1単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。
- ④浸水が想定される区域は、氾濫計算結果から計算メッシュ毎の想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続盛土構造物（道路や鉄道の盛土等）等を考慮して図化しています。
- ⑤シミュレーションの実施に当たっては、対象河川以外の（決壊による）氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外の区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

【氾濫流】

氾濫した洪水が早く流れることです。この区域は、想定し得る最大規模の降雨により木造家屋が倒壊する恐れがあります。

- ※ 一定の条件を与えて算定しており、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋等がない更地の状態で氾濫計算をしていることから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

【河岸侵食】

洪水の際に河岸が削られることです。この区域は、想定し得る最大規模の降雨により家屋が倒壊する恐れがあります。

- ※ 各河川の河岸が侵食した場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

裾野市水防計画

発行日：令和6年4月

編集・発行：裾野市環境市民部危機管理課